

宮行評委第16号
平成19年9月18日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 大村 虔 一

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 関田 康 慶

平成19年度政策評価・施策評価について（答申）

平成19年6月11日付け評価第17号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第1号及び同条第7項の規定に基づき、政策評価部会において調査審議を行った結果を別紙のとおり取りまとめたので、答申します。

平成 1 9 年度

政策評価・施策評価について

- 目 次 -

答申に当たって	1
調査審議の方法	2
調査審議の結果	5
1 全体的事項	5
2 個別的事項	6
福祉分科会	7
環境分科会	8
教育分科会	9
産業分科会	10
社会資本分科会	11
教育・産業分科会（共管）	12
3 平成19年度行政評価委員会政策評価部会 分科会審議結果一覧表	13

行政評価委員会政策評価部会の意見

〔福祉分科会〕

政策整理番号 1	「障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり」	15
政策整理番号 6	「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」	18

〔環境分科会〕

政策整理番号 8	「地球環境の保全」	20
政策整理番号 10	「豊かな自然環境の保全・創造」	22

〔教育分科会〕

政策整理番号 22	「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」	24
-----------	-----------------------	----

〔産業分科会〕

政策整理番号 19	「足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化」	27
政策整理番号 21	「雇用の安定と勤労者福祉の充実」	28

〔社会資本分科会〕

政策整理番号 7	「県土の保全と災害に強い地域づくり」	29
政策整理番号 33	「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」	32
政策整理番号 34	「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」	35

〔教育分科会・産業分科会〕（共管）

政策整理番号 36	「高度情報化に対応した社会の形成」	37
-----------	-------------------	-------	----

答申に当たって

宮城県では、県民の視点に立って成果を重視する県政を推進することを目的として、「行政活動の評価に関する条例」を制定、平成14年4月1日から施行し、行政評価を実施している。

このうち政策評価・施策評価については、宮城県総合計画の第 期実施計画の体系に基づいて、政策 - 施策 - 事業の階層性、各々の目標 - 手段の関係、目標の達成状況、手段の有効性等について県が評価を行うことになっており、具体的には、施策や事業の必要性、有効性、効率性や県民満足度調査結果、政策評価指標の達成状況、社会経済情勢等を判断材料として評価を実施している。

また、県が行うこの評価の厳格性や客観性を確保するため、知事の諮問に応じ、学識者や有識者等で構成される宮城県行政評価委員会に、政策等の評価に関する調査審議を行う政策評価部会が置かれている。

当委員会では、今年の6月11日に、県の評価原案である「政策評価・施策評価基本票」について知事から諮問を受けた。その対象は、第 期実施計画で定める36政策、213施策のうち、政策を構成する施策に政策評価指標が設定され、かつ、その施策を構成する事業に平成18年度の実績がある、30政策とそれを構成する103施策である。

政策評価部会では、7月中に「福祉」「環境」「教育」「産業」「社会資本」の5つの分科会に分かれて、各分科会を延べ8回開催し、専門的な立場や県民の視点から、11政策、41施策の評価について調査審議を行った。調査審議の結果の詳細については後記のとおりである。

県は、昨年度末に将来の宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その着実な実現に向けて県が優先的・重点的に取り組むべき施策を明らかにする「宮城の将来ビジョン」を策定した。これに伴い、来年度以降は「宮城の将来ビジョン」の体系で評価が行われる。政策評価部会の意見を評価に適切に反映させるとともに、評価を県の政策・施策・事業の見直し、企画立案等に結びつけ、活用することにより、県行政運営の効率性及び質の更なる向上が図られ、「宮城の将来ビジョン」が実現されることを願っている。

平成19年9月18日

宮城県行政評価委員会

委員長 大村 虔一

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 関田 康慶

調査審議の方法

行政評価委員会政策評価部会は、県から諮問を受けた平成19年度政策評価・施策評価に関し、県自らが作成した「政策評価・施策評価基本票」に基づき、調査審議を行った。

1 調査審議の対象

諮問を受けた政策評価・施策評価は、「宮城県総合計画第 期実施計画」で定められた全36政策213施策のうち、当該政策を構成する施策に政策評価指標が設定され、かつ、その施策を構成する事業に平成18年度実績がある30政策103施策である。

そのうち、今後の県政運営上特に重要と認められる11政策、41施策について調査審議を行った。

2 調査審議の方法

当部会では、福祉、環境、教育、産業、社会資本の5分科会を置き、県の担当部局職員の説明のもと、各基本票の記載内容について施策評価、政策評価の順に調査審議を行った。

政策評価は、基本票の評価シート(A)に基づいて、政策に対する施策設定の適切性及び施策の政策に対する有効性を評価したものである。当部会では、施策評価との整合性等を念頭におき、その記載内容を検証した。

施策評価は、基本票の評価シート(B)に基づいて、施策に対する事業設定の妥当性、事業の有効性、効率性を評価したものである。当部会では、政策評価との整合性等を念頭におき、その記載内容を検証した。

福祉分科会
(2 政策 8 施策)

〔担当委員〕
濃沼信夫委員 (東北大学大学院医学系研究科教授)
関田康慶委員 (東北大学大学院経済学研究科教授)

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第 1 回	平成 19 年 7 月 5 日	政策 1	・障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり (5 施策)
第 2 回	平成 19 年 7 月 24 日	政策 6	・県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり (3 施策)

環境分科会
(2 政策 5 施策)

〔担当委員〕
長谷川信夫委員 (東北学院大学名誉教授)
山本玲子委員 (尚絅学院大学総合人間科学部教授)

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第 1 回	平成 19 年 7 月 11 日	政策 8 政策 10	・地球環境の保全 (2 施策) ・豊かな自然環境の保全・創造 (3 施策)

教育分科会
(1 政策 6 施策)

〔担当委員〕
水原克敏委員 (東北大学大学院教育学研究科教授)
宇田川一夫委員 (東北福祉大学総合福祉学部教授)

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第 1 回	平成 19 年 7 月 5 日	政策 22	・個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 (6 施策)

産業分科会
(2 政策 7 施策)

〔担当委員〕
大滝精一委員 (東北大学大学院経済学研究科教授)
小林豊弘委員 ((財)みやぎ産業振興機構プロジェクトマネジャー)

	開催日	審議政策 (審議施策数)	
第 1 回	平成 19 年 7 月 11 日	政策 19 政策 21	・足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化 (2 施策) ・雇用の安定と勤労者福祉の充実 (5 施策)

社会資本分科会
(3 政策 1 2 施策)

[担当委員]

林一成委員 ((財) 計量計画研究所東北事務所部長)

安藤朝夫委員 (東北大学大学院情報科学研究科教授)

	開催日	審議政策 (審議施策数)
第 1 回	平成 19 年 7 月 6 日	政策 7 ・ 県土の保全と災害に強い地域づくり (5 施策)
第 2 回	平成 19 年 7 月 10 日	政策 33 ・ 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 (4 施策) 政策 34 ・ 国内の交流を進めるための交通基盤の整備 (3 施策)

教育・産業分科会 (共管)
(1 政策 3 施策)

[担当委員]

水原克敏委員 (東北大学大学院教育学研究科教授)

宇田川一夫委員 (東北福祉大学総合福祉学部教授)

大滝精一委員 (東北大学大学院経済学研究科教授)

小林豊弘委員 ((財) みやぎ産業振興機構プロジェクトマネージャー)

	開催日	審議政策 (審議施策数)
第 1 回	平成 19 年 7 月 26 日	政策 36 ・ 高度情報化に対応した社会の形成 (3 施策)

太字の委員は分科会コーディネーター

調査審議の結果

当部会で審議を行った政策評価・施策評価について、各々に意見を付し、併せて数字による判定を行った。

判定結果は次のとおりである（7段階で判定。7段階判定は県の自己評価について数字が大きいほど妥当性が高い。4が中央。）。

【政策評価に対する判定】

判定 (7段階)	1 (最低)	2	3	4 (中央)	5	6	7 (最高)	計
政策数			2	6	3			11

【施策評価に対する判定】

判定 (7段階)	1 (最低)	2	3	4 (中央)	5	6	7 (最高)	計
施策数		1	8	15	13	2	2	41

各政策評価・施策評価の調査審議結果は、「行政評価委員会政策評価部会の意見」のとおりである。

1 全体的事項

今回、調査審議を行った政策評価・施策評価について、各分科会から出された主な意見は次のとおりである。

(1) 事業の設定について

- ・事業の設定が施策名とかい離しているものがみられた。事業は適切な施策に設定すべきである。

- ・県は施策に関して様々な事業を実施しているが、評価対象になっている事業は限定されているものがみられた。実施している事業をできるだけ重点事業として設定して、評価の対象としてはどうか。

- ・施策によっては、評価の対象事業をソフト的な事業に限定しているが、ハード的な対策が必要な施策については、ハード的な事業も評価の対象に含めてはどうか。

(2) 政策評価指標について

- ・施設の設置数などの量を表す政策評価指標が設定されている施策については、これだけでは施策の成果を把握しにくいので、機能や質を表す政策評価指標を設定することも考慮してほしい。

- ・施策を評価する政策評価指標は一つである必要はないので、実施する事業の対象者や種類等に応じてできるだけ複数の政策評価指標を設定してはどうか。

- ・政策評価指標の目標値について、実現不可能なものや設定根拠が現実的でないものがみられたので、再検討すべきである。

- ・政策評価指標について、施策に対する指標としては妥当だが、県の関与以外の要因により大きく左右される指標であるために、県の実施する施策の指標として使用するのに疑問のあるものがみられた。

- ・数年前の値を現況値として評価している施策については、事業による効果を迅速に反映できるようなサブ指標を検討してほしい。

- ・政策を構成している施策のうち、政策評価指標が設定されている施策が少ない政策は、政策全体としての体系性を欠くので、政策評価指標の設定について検討してほしい。

- ・ストック形成を主たる目的とする施策の場合、現行指標による事業実施中の評価は困難であるから、この種の施策については適切な評価方法を検討する必要がある。

(3) 評価内容について

- ・政策評価は各施策の評価内容を機械的にとりまとめるのではなく、各施策の評価内容をよく吟味して評価すべきである。

- ・事業設定の妥当性の項目について、全ての事業に同じ文面で記載している施策がみられた。それぞれの事業について、設定の妥当性をしっかり記述してほしい。

- ・事業に課題があると書くと評価が悪くなるためか、事業の課題が書きにくく、うまくいっているような書きぶりになる傾向がある。どの事業も課題解決のために行っているはずなので、課題が何であるのかが分かりやすいような評価シートの構成を検討してほしい。

- ・個別の事業の成果を表す指標（成果指標）が設定されていないものについては、事業の目的がどのように確保されたのかなどを判定しにくいので、できるだけ設定するように検討してほしい。

2 個別的事項

今回、調査審議を行った政策評価・施策評価について、各分科会から出された主な意見は次のとおりである。

教育分科会

教育分科会では、1政策6施策について審議を行った。

政策評価では、「5」と判定した。

施策評価では、「4」と判定した施策が1つ、「5」と判定した施策が4つ、「7」と判定した施策が1つだった。

各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 本政策を実施していくためには、施策群はいずれも必要不可欠な施策である。施策群の設定には、それぞれ独自性があり「適切」と判断できる。
(政策22「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」)
- ・ 事業群の有効性について、総合学科などの組織改革は順調であり、授業改善と学力向上策も成果をあげていると判断できる。全体的に特色ある学校づくりは「概ね有効」に進めていると思われる。ただし、特色ある学校づくりには、再編後のカリキュラム改革とその研究のあり方が大切であると思われる。
(政策22 施策1「特色ある学校づくり」)
- ・ 事業群の有効性について、前年度から問題として指摘した、いわゆる「中1ギャップ」への対応が明瞭には見えないところが懸念される。不登校児童生徒の学校復帰率が増加しているので、おそらく全体的に対応する仕方でもバランスを保ちながら進めているものと思われるが、対応が見えるようにしたほうが効果的と考える。
なお、中1不登校児童生徒出現率を指標として新たに設定したことは、その改善に対する行政の意欲として評価できる。
(政策22 施策2「不登校児童生徒等への支援」)
- ・ 事業群設定の妥当性について、それぞれの事業の意味と役割を明確に記述してほしい。
(政策22 施策3「特別支援教育の充実」)
- ・ 社会人講師が教える日数はどの程度が妥当なのか、あまり多いのも考えものである。15%を超えたあたりから、内容に即した評価の段階に入らなければならないように思われる。
(政策22 施策6「地域に開かれた学校づくり」)
- ・ 地域と学校とのよい協働が企図されている。各市町村・学校・保護者・地域社会の人々が理解し、実践しているため「有効」と判断できる。地域社会は高齢化し過疎化しているので、学校を引き込むことが活性化をもたらす条件となっている。
(政策22 施策7「地域社会と学校教育との協働の推進」)

産業分科会

産業分科会では、2政策7施策について審議を行った。

政策評価では、2政策を「4」と判定した。

施策評価では、「4」と判定した施策が4つ、「5」と判定した施策が3つだった。各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 経営基盤の強化は本県産業施策の上で、重要な課題であり、成果が即現れるものではないため、地道な取組をかさねることが必要である。職員による積極的な企業訪問は評価に値する。その情報をいかに活用し、経営基盤の強化に結びつけるか一層の工夫を期待する。
(政策19「足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化」)
- ・ 中小企業再生支援協議会運営費補助事業については、事業の成果の「質」の部分が十分に捉えられていないきらいがある。本来は相談件数よりも二次経営計画策定後の再生策そのものに評価の焦点を当てることが税金投入の観点からも望ましいと判断される。情報開示のあり方との関連を含め、さらに検討する必要がある。
(政策19 施策1「中小企業の経営基盤の強化」)
- ・ 景気の回復により、雇用率の改善にも一定の成果が見られるが、県内の失業率は依然として高く、一層の取組が必要である。非正規雇用者対策等未着手の課題があり、勤労者福祉も含め、雇用条件の質の向上に注力する必要がある。
(政策21「雇用の安定と勤労者福祉の充実」)
- ・ 若年者就職支援ワンストップセンター事業については、他県の取組みと比較してもめざましい成果を上げており、ワンストップセンターの立地の利便性も手伝って、若者の安定した雇用創出に効果をあげている。
(政策21 施策1「雇用の創出」)
- ・ この施策の効果をあげるには、「子育て支援」と連動した取組みが必要であり、施策間の谷間への対応にさらに配慮することが求められる。
- ・ 住む市町村によって受けられるサービスの差が著しい。女性が第三子以降も安心して産める環境作りが重要である。育児休業の取りやすい事業所の表彰等、積極的な取組みを期待したい。
(政策21 施策4「女性が働きやすい環境の整備」)
- ・ 高齢化社会を迎え、益々ニーズの高まる課題であり、シルバー人材センター設置支援のみでは解決につながると思えない。例えば、経験者の持つスキルデータベース、働きたい高齢者に対する自己啓発も可能な止り木のような施設の設置等、働く意欲の継続につながる施策が望まれる。
(政策21 施策5「高齢者の雇用・就業機会の拡大」)
- ・ 政策評価指標「障害者雇用率」は、目標値が未達であるものの、近年少しずつ上昇しており、一定の成果が認められる。今後は障害者雇用率の高い県も参考に、県内のトップ企業、モデル企業をつくっていくことも大切である。
(政策21 施策6「障害者の多様な就業対策」)

社会資本分科会

社会資本分科会では、3政策12施策について審議を行った。

政策評価では、「3」と判定した政策が1つ、「4」と判定した政策が1つ、「5」と判定した政策が1つだった。

施策評価では、「2」と判定した施策が1つ、「3」と判定した施策が2つ、「4」と判定した施策が4つ、「5」と判定した施策が2つ、「6」と判定した施策が2つ、「7」と判定した施策が1つだった。

各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 「防災」には財政面の限界があり、「減災」を主体にすべきことは現実的である。この観点から、「水害」及び「土砂災害」に関する施策は妥当なものと評価できる。しかし、「地域ぐるみの防災組織」に関しては、高齢化等に伴うコミュニティの変質や昼間時の被災に対応できるものとなっていない。また、「震災対策」は多様な施策の複合体であって、特に消防水利のような矮小化した次元で捉えるべきではないと考える。県には震災時の司令塔の役割が期待されるから、個別事業の実施主体とは関係なく、全体のコーディネーションを図る方向で施策を体系化すべきである。
(政策7「県土の保全と災害に強い地域づくり」)
- ・ 施策3「土砂災害から地域を守る地すべり対策等」では、数千に上る要対策箇所に対し、ハード対策ではカバーできない実態を認識しつつ、砂防基礎調査を活用した要対策箇所周辺地区での「出前講座」を年間112箇所で開催している。県民の安全性の確保に対する県の姿勢が強く打ち出されており、高く評価できる。
(政策7 施策3「土砂災害から地域を守る地すべり対策等」)
- ・ 震災対策は多岐に渡り、例えばライフラインを取っても、道路は国・県・市町村、電気は民間、水道は市町村など、設置者がばらばらである。それゆえ全体のコーディネーションは不可欠で、県には司令塔としての役割が期待される。新しいビジョンの下で、県が総合的かつ主体的に震災対策に取り組むことを期待したい。
(政策7 施策5「震災対策の推進」)
- ・ 空港・港湾に関して、各々本体部分と周辺部分に分ける施策区分は重要である。前者に関しては本体部分のハード関連事業終了に伴って、担当課の統合が行われたことは妥当である。周辺部分としては、両者とも区画整理事業が中心になるが、前者については一般の市街地開発事業と大差なく、無理に空港と関連付ける必然性が感じられない。
(政策33「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」)
- ・ 地方部での公共交通の維持は大変厳しく、政策運営は難しい局面におかれている。これまでのようなバス事業補助だけでは、利用者は減少するのみであり、地域のニーズに対応した柔軟なサービス、自動車との連携方策、県民の意識改革による公共交通への転換策、県自ら総合交通の観点から施策・事業のあり方を示し、市町村や地域を指導していく姿勢が求められる。
(政策34「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」
施策3「バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備」)

教育・産業分科会（共管）

教育・産業分科会では、1政策3施策について審議を行った。

政策評価では、「4」と判定した。

施策評価では、「3」と判定した施策が1つ、「4」と判定した施策が1つ、「5」と判定した施策が1つだった。

各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 政策の設定が広範囲に及びすぎ、施策群の設定との関係に体系性を欠いている。別途定められているIT推進計画とも整合性のある施策群の設定の仕方が望ましい。
また、事業群は寄せ集め的で、関係部課も責任をもってトータルに企画することが難しいように思われる。
- ・ 各施策に関して、県内の情報化はある程度進んでおり、「概ね有効」だと思われるが、電子自治体化を本格的に早急に進めないと高度情報化に対応した社会の形成は難しい。地域格差の是正にも貢献度の高い政策であるので、この施策に重点的に知事がリーダーシップをとって進めてほしい。そうすれば、多くのところに大きな影響を与えていくことができるのではないかと。
（政策36「高度情報化に対応した社会の形成」）
- ・ コールセンターの誘致政策では効果を上げており、今後より付加価値の高い分野で引き続き誘致を進めることが望ましい。県の関与が生きている成果が見られ、県関与の適切性については「適切」と判断できる。
- ・ 情報サービス産業企業数増加率の指標は、評価Cであるが、社会経済情勢データで示されている他県の情報関連企業事業所の平成11年から16年の増加率の状況を見ると、全国は-23.4%、首都圏以外は-35.9%であり、これに比して宮城県は+19.4%である。全国的動向から見れば、厳しい条件下でも宮城県は奮闘したとみるべきで、施策としての評価はAに値する。
（政策36 施策2「産業の情報化、情報産業等の集積促進」）
- ・ 自治体の電子化はインフラの整備から利活用に視点が移っている。政策評価指標「電子申請・届出件数の割合」について、ほぼ目標はクリアしているものの、現状で電子化により行政手続の簡素化や行政コストの削減が進んでいるとは思えない。電子自治体をさらに強力に推進していく必要があり、施策としてより高い優先順位を設定すべきである。
（政策36 施策4「電子自治体化の推進」）
- ・ 政策評価指標「コンピュータを使って教科等の指導ができる教員等の比率」の前提条件として、各教員へのコンピューター供給率はどの程度なのか。小中高の教員一人一人への供給率を明確にしてほしい。また、それぞれの教室に投影するための液晶プロジェクター、スクリーンや、教材投影機、デジカメなどはどの程度配置されているのか。
各教室、教員に配備されなければ、コンピュータを使った教科等の指導はできないのではないかと。努力していると思うが、さらなる普及を期待したい。
（政策36 施策5「次世代を担うIT人材の育成」）

平成19年度行政評価委員会政策評価部会 分科会審議結果一覧表

7段階判定は、県の自己評価について、数字が大きいほど妥当性が高い判定となる。4が中央。

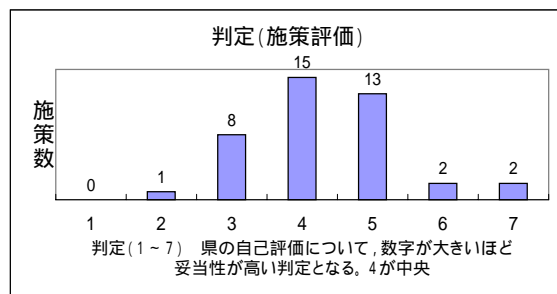
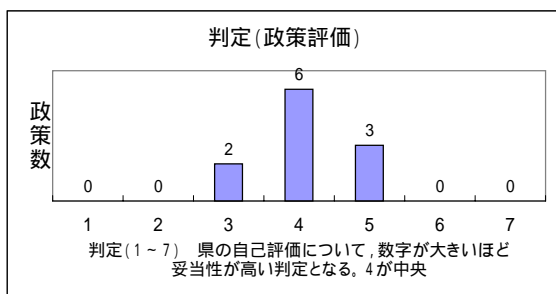
(政策・施策に付した番号は、政策整理番号及び施策番号をさす。)

審議対象：11政策41施策

分科会名	政策	県の 評価原案	7段階 判定	施策	県の 評価原案	7段階 判定
福祉 分科会 審議対象 政策・施策数 【政策】 2政策 【施策】 8施策	1 障害者・高齢者が地域で 自分らしい生活を送るための 環境づくり	概ね 適切	4	1 障害者の地域での生活支援	概ね適切	3
				2 重度障害者の家庭での生活支援	概ね適切	5
				3 介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実	概ね適切	4
				4 元気高齢者の生きがいづくり	適切	3
				5 障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保	適切	3
	6 県民が安心して安全な生活 を送るための環境づくり	適切	5	1 救急搬送体制の整備	概ね適切	4
				3 事故のない安全で快適な交通社会の実現	適切	5
				4 食品や水道水などの安全確保	概ね適切	5
環境 分科会 審議対象 政策・施策数 【政策】 2政策 【施策】 5施策	8 地球環境の保全	概ね 適切	3	1 地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減	概ね適切	3
				2 新エネルギー等の導入促進	適切	4
	10 豊かな自然環境の保全・創 造	概ね 適切	4	1 自然公園等の優れた自然環境の保全	概ね適切	4
				5 森林の適正な管理	概ね適切	3
				6 自然とふれあう場や機会の提供	適切	4
教育 分科会 審議対象 政策・施策数 【政策】 1政策 【施策】 6施策	22 個性・創造性・豊かな心を 培う教育の推進	概ね 適切	5	1 特色ある学校づくり	概ね適切	5
				2 不登校児童生徒等への支援	概ね適切	5
				3 障害児教育の充実	概ね適切	4
				5 大学等高等教育の充実	概ね適切	5
				6 地域に開かれた学校づくり	概ね適切	5
				7 地域社会と学校教育との協働の推進	適切	7
産業 分科会 審議対象 政策・施策数 【政策】 2政策 【施策】 7施策	19 足腰の強い産業育成に向 けた経営基盤の強化	適切	4	4 中小企業の経営基盤の強化	適切	4
				5 国際化への対応	適切	5
	21 雇用の安定と勤労者福祉 の充実	概ね 適切	4	1 雇用の創出	概ね適切	5
				4 女性が働きやすい環境の整備	概ね適切	4
				5 高齢者の雇用・就業機会の拡大	概ね適切	4
				6 障害者の多様な就業対策	概ね適切	4
				7 新規学卒者の就職対策	概ね適切	5

分科会名	政策	県の 評価原案	7段階 判定	施策	県の 評価原案	7段階 判定
社会資本 分科会 審議対象 政策・施策数 【政策】 3政策 【施策】 12施策	7 県土の保全と災害に強い地域づくり	概ね 適切	3	1 地域ぐるみの防災体制整備	適切	3
				2 水害から地域を守る河川等の整備	概ね適切	6
				3 土砂災害から地域を守る地すべり対策等	適切	7
				5 震災対策の推進	概ね適切	4
				6 地震防災のために必要な施設、設備の整備	概ね適切	3
	33 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化	概ね 適切	5	1 仙台空港の機能の強化と活用	概ね適切	4
				2 仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用	概ね適切	4
				3 仙台国際貿易港の整備と活用	適切	5
				4 仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用	概ね適切	6
	34 国内の交流を進めるための交通基盤の整備	概ね 適切	4	1 高速道路の整備	概ね適切	4
				2 国道、県道、市町村道の整備	概ね適切	5
				3 バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備	概ね適切	2
教育・産業 分科会(共管) 審議対象 政策・施策数 【政策】 1政策 【施策】 3施策	36 高度情報化に対応した社会の形成	概ね 適切	4	2 産業の情報化、情報産業等の集積促進	適切	5
				4 電子自治体化の推進	概ね適切	3
				5 次代を担うIT人材の育	概ね適切	4

各分科会 合計	政策評価対象政策	計30政策	施策評価対象施策	計103施策
	うち分科会の審議対象政策 【審議結果】	判定7 判定6 判定5 判定4 判定3 判定2 判定1	11政策 3政策 6政策 2政策	うち分科会の審議対象施策 【審議結果】



行政評価委員会
政策評価部会の意見

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部の意見	
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	7 段階 判定	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評価 (総括)		施策評価
障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり				適切	おおむね適切	おおむね有効	おおむね適切	4	<p>・施策群の設定の妥当性について「適切」と評価しているが、施策4「元気高齢者の生きがいづくり」では施策名称と中身の事業との関わりが合っていない。この評価は「概ね適切」が妥当ではないか。</p> <p>・施策4「元気高齢者の生きがいづくり」の施策名と政策評価指標「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数」の内容が異なっている。施策の設定だけを見ると適切のように見えるが、施策に設定された評価指標を見ると中身は異なっている。施策の設定や政策評価指標を関連づけてはじめて適切な評価ができるのではないか。</p> <p>・施策の有効性について、施策3を「概ね有効」と評価しているが、他の「有効」と評価している施策に比べて評価が低い理由がよく分からない。他の施策に比べてネガティブな内容を根拠のところにしっかり記載するべきではないか。</p> <p>・政策評価は施策の評価内容を機械的にとりまとめるのではなく、各施策の評価をよく吟味して行うべきである。</p>
1	障害者の地域での生活支援	障害者生活支援センター設置数	...	おおむね適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	3	<p>・障害者自立支援法の施行で障害者生活支援センターの設置は市町村に移管されたため、今年度の政策評価指標「障害者生活支援センター設置数」の現況値は空白になっているが、県は市町村の情報を集約して県全体の実態を評価すべきではないか。それで地域差があればそれなりのサポートや支援をしていくことも必要である。 各市町村の事業の進捗状況を評価シートにコメントとして記載してはどうか。</p> <p>・現在は施設の設置数などの指標が設定されている。分かりやすい指標だが、これだけでは施策の成果を把握しにくいので、次のレベルに迫れるような指標を検討してはどうか。機能や質を表す政策評価指標を設定して、質的評価も考慮して欲しい。質的評価も達成度評価が可能である。 具体的には、設置した施設での活動状況や利用者の意識に関する指標など、利用者の立場が把握できるような指標を設定してはどうか。</p> <p>・グループホーム以外にも多様な生活支援が行われているので、グループホーム以外の生活支援の充実の度合いもはかれるように、多様なサービスを組み合わせた政策評価指標も検討してはどうか。評価指標は一つである必要はなく、それぞれの対象者や種類に応じて作った方がいい。 障害者自立支援法の施行に伴って策定された障害福祉計画ではそれぞれのサービスの目標数値を設定したということだが、それを評価の指標としてはどうか。</p> <p>・地域での支援がなければグループホームの施設数を増やさなければならないし、地域での支援が充実している場合はそれほどグループホームの施設数は必要としないかもしれない。グループホームの設置数の目標値を設定する場合は、他のサービスとの関わりから、どのくらい施設が必要かということを検討して欲しい。</p>
2	重度障害者の家庭での生活支援	利用希望者に対する提供率	A	おおむね適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	5	<p>・政策評価指標の「利用希望者に対する提供率」は、パーセント表示だけだと利用者が増えているのか減っているのかが把握できないので、人口呼吸器を装着するALS患者と全身性障害者に分けた実際の利用者数を示してはどうか。</p> <p>・難病の患者は医療介護・生活支援を組み合わせで生活しているので、利用している制度も様々である。担当のケアマネジャーが補助制度などをよく知らないために、在宅での難病患者の自己負担が大きくなっている場合が考えられる。制度が利用し易い支援体制の整備や、医療介護・生活支援を関連付けた視点からの施策を検討してほしい。</p> <p>・評価シートBの事業の分析で、問題があると書いてしまうと、評価結果が悪くなるためなのか、どうしても事業には問題がなく、うまくいっているような書きぶりになりやすい。課題があるから事業をやっているの、どの事業も課題をかかえているはずだが、その課題がなかなか書きにくいのではないか。課題があること自体が分かりやすいように評価シートがつけられればよい。 具体的には、事業の分析のところにプラス面とマイナス面をそれぞれ書いてもらう欄を設けるなどして、課題を解決すべく進んでいるというような、課題が何か分かるような書き方にするとよいのではないか。</p>

施策体系				評価原素			行政評価委員会政策評価部の意見		
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	政策評価	
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)	7 段階 判定	施策評価
3	介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実	要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合	B	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	4	<p>・B-1の施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性は「適切」と評価しているが、医療の依存度が高い人が増えている中、支援はデイサービスだけで十分なのか。デイサービスと同時にデイケアも支援していく必要があるのではないかと。</p> <p>医療のサービスとリンクして介護が動くので、医療の依存度が高い人に対するリハビリのあり方を考えると、デイケアがこれから必要になるのではないかと。</p> <p>・病院在院日数の短縮などから、医療依存度の高い人たちが在宅での介護や医療を受けるようになってきた。また、療養病床の再編で大幅に療養病床が削減されることから、受け皿が問題になっている。新型老人保健施設がどこまで受け入れられるかわからないが、在宅での役割が大きいため、在宅関連施策の充実が求められる。</p> <p>・訪問看護ステーションが機能しないと在宅医療支援は動かないが、看護師の確保が非常に困難になっていることから、訪問看護ステーションの機能がなかなか向上しない。そうした場合の対応のあり方を考えると、人材確保事業とも連携しなければならぬのではないかと。</p> <p>・「要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合」の目標値を100%に設定しているが、これは自立して自分でやるのはダメだと言っているのと同じである。自立しようとしている人が1割か2割いてもおかしくはないし、できればその方がよいと思う。その辺も考慮して目標値を設定してもよいのではないかと。</p> <p>・「要支援・要介護高齢者のうち介護サービスを利用している者の割合」は、少しでも介護サービスを利用すると、利用した割合にカウントされる。もっと介護サービスを利用したいがサービスの供給がないために利用できなかった人がどのくらいいるかは把握できない。モニタリングの情報を活用して介護サービスの資源が適切にあるか評価することができないかと。</p> <p>・介護サービスが将来的に定着したときに、過剰でも過小でもない適正なサービスの提供という視点が財政面からも必要になると思われる。他県の情報など、現在の80%が適正なのかを把握できるような数値が必要ではないかと。</p> <p>・既存の特別養護老人ホームをユニット化すると面積が減って入所定員が減ってしまうが、減った分を受け入れる施設はないと思う。新型の施設では最初からユニットで作るからいいが、旧型の施設のユニット化を進めることは可能なのか。</p> <p>また、ユニット化を進めるということは、低所得者にはかなり負担になるので、4人部屋の方がよいという希望もあるのではないかと。</p>
4	元気高齢者の生きがいづくり	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用回数	A	適切	有効	効率的	適切	3	<p>・施策名「元気高齢者の生きがいづくり」に対して、高齢者リハビリテーションや福祉用具プランナーの人材育成などの事業が設定されているが、施策名と事業の設定にかい離がある。高齢者リハビリテーションの事業は施策3「介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実」に設定するなど、適切な施策に設定すべきである。</p> <p>・「みやぎ高齢者元気プラン」では、訪問リハビリの供給量について、全体的に利用が進んでおらず、また地域差が大きいが課題になっているというところだが、それらの課題は評価シートには記載されていない。課題を認識しているのであれば、記載すべきではないかと。</p> <p>・福祉用具プランナー研修事業の研修時間は7日間(座学51時間、実技47時間)とのことだが、利用者の様々な介護の状態、要介護度、疾患に応じて福祉用具の利用支援等を行うには短すぎるのではないかと。</p>

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部会の意見	
政策名				A-1 施策群の 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	7 段 階 判 定	政策評価
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		施策評価
5	障害者や高齢者の地域での生活を支援する人材の確保	ケアマネジメントリーダー数	A	適切	有効	効率的	適切	3	<p>・B-1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性は「適切」と評価されているが、施策3「介護が必要な高齢者を支えるサービスの充実」に関連して、訪問看護ステーションの看護師の確保が非常に困難になっている。訪問看護ステーションのマンパワーの資源が不足気味であれば、医師不足と同じように施策や事業で何らかの対策をうたなければいけないのではないかと。</p> <p>・政策評価指標「ケアマネジメントリーダー数」について、平成18年度から制度改正でケアマネジメントリーダーの制度は主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)の制度に変更された。期待される役割は同じであるとしても、同じグラフに盛り込むことは難しいのではないかと。誤解を招かないように記載してほしい。</p>
6	NPO(民間非営利組織)やボランティアなどによる地域福祉活動の推進								

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部会の意見	
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	7 段 階 判 定	政策評価
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		施策評価
県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり				適切	適切	有効	適切	5	<p>・政策評価指標群の妥当性について「適切」と評価しているが、政策評価指標が設定されていない施策や、本来の施策の評価を反映するには少し関連性が弱い指標があることから、あまり「適切」とは言いえないのではないか。</p>
1	救急搬送体制の整備	救急車現場到着時間の全国対比值	A	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	4	<p>・政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」の仮目標値は4年間横ばいで設定されているが、4年間何もしなくてもよいように見えてしまうので、見直してはどうか。</p> <p>・政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」は現場到着までの時間になっていて、患者を搬送している時間が含まれていない。現場到着までの時間が短いことも重要だが、患者をいかに早く医療機関に搬送するかという現場到着から医療機関までの搬送時間が非常に大事である。現場到着から医療機関までの搬送時間を含めた時間を短くする目標をたてるべきではないか。</p> <p>また、全国平均との対比もよいが、宮城県において短縮された時間や、短い時間で搬送している県をベンチマークとした方が県民にも分かりやすいのではないか。</p> <p>・救急搬送時間等の情報は電算化して基本的な分析ができるよう整備するべきでないか。救急搬送時間が長くなっている状況について基本的なデータがなければ、救急機関の役割についての議論すらできないのではないか。</p> <p>電算化していなくても、重傷や心筋梗塞や脳卒中の疑いの場合の搬送時間等は把握すべきではないか。</p> <p>・現場到着時間が長くなっているが、なぜ時間が長くなっているかの分析を行う必要があるのではないか。</p> <p>・現場到着時間の平均値について、平均をとることにより誤解を生じる場合がある。長距離の搬送が増えると、到着時間の平均値は長くなる。到着時間の平均と、散らばりも見えていかないといけない。移動距離が短いものと長いものを同じように扱くと問題がある。</p> <p>・気管挿管の件数は年間30件程度とのことで、件数が少ないのは挿管できる救命士が少ないからなのか、必要な事例が少ないからなのか分析が必要だが、有資格者の養成数は挿管件数との兼ね合いで考える必要があるのではないか。</p> <p>例えば、挿管の件数が少ないのに有資格者をあまり多く養成しすぎると、臨床経験が積めず技術的な向上が図れないことも考えられる。</p>
		県救急隊数に占める救急救命士運用隊の割合	A						
		活動救急救命士に占める薬剤投与有資格者の割合	A						
		活動救急救命士に占める気管挿管有資格者の割合	B						
2	犯罪のない安心して暮らせるまちづくり								

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部の意見	
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	7 段 階 判 定	政策評価
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		施策評価
3	事故のない安全で快適な交通社会の実現	年間の交通事故死者数	A	適切	有効	効率的	適切	5	<p>・施策の範囲は広いので、設定されている駐車違反対策の事業の他にも様々な事業が考えられる。駐車違反対策は長い目で見れば、駐車違反が減れば事故が減るといって安全で快適な交通社会の実現につながると思うが、間接的な印象を受ける。例えば歩道での自転車への対策など、もっと直接的な事業を重点事業として設定して、評価してもよいのではないかと。</p> <p>・「年間の交通事故死者数」は全国的に取り組んでいる指標であり重要な指標だと思うが、県独自の事業や目標に対応する指標を設定してはどうか。 例えば、県が重点的に取り組んでいる高齢者の事故や飲酒運転、自転車事故に対応する指標、あるいは事故の件数や、事故が多い交差点をターゲットにして、その箇所数を減らすなどの指標を設定してはどうか。</p>
4	食品や水道水などの安全確保	食の安全安心取組宣言事業所数	B	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	5	<p>・安全安心宣言のマークはもっと周知徹底を図る必要があるのではないかと。宮城県の食品が優先的に安心感をもって購買されるようになればよいと思う。</p> <p>・食の安全安心取組宣言をしている事業者は、全体の事業者の1割に満たない状況ということだが、事業者に対して啓発や協力依頼が必要なのではないかと。</p> <p>・政策評価指標「食の安全安心取組宣言者数」は宣言している割合が生産者・事業者それぞれの全体から見るとどのくらいの割合なのか分かるように表現してはどうか。</p> <p>・評価の対象ではないが、食の安全に関して、全ての食品を網羅的に監視するのではなく、社会情勢にあわせて重点的に監視している事業を行っているが、県民に身近な分野であり、重点監視の状況をうまく指標として設定できれば県民に分かりやすい評価となるのではないかと。</p>
5	建築物の安全性と適正な維持保全の確保								
6	生活保護や雇用保険など生活を保障する制度の充実								
7	消費者被害の防止								

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部会の意見	
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	7 段階 判定	政策評価
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		施策評価
地球環境の保全				適切	おお むね 適切	おお むね 有効	おお むね 適切	3	<p>・施策群の設定は妥当と考えられる。しかし、構成6施策中政策評価指標の設定が2施策に過ぎず、全体的評価が難しい構造になっているのは問題と考えられる。</p> <p>・二酸化炭素以外の温室効果ガスの量を1990年と2003年で比べると、絶対量も温室効果ガスに占める相対排出割合も減少している。すなわち、問題となるのはやはり二酸化炭素であると言える。産業、民生どの分野でも排出量は増加している。宮城の将来ビジョンでは、産業活動の活性化を目指しており、このことは今後の増加要因ともなる。また、近年横ばいとはいえ、じわじわと上昇傾向を示している「1人当たり温室効果ガス年間排出量」を目標値に持ち込むのは困難と考えられる。もちろん、この指標値は大切であるが、今後単純にこの指標値のみを評価に使い続けることの是非を検討すべきではないか。</p> <p>・個々の事業はそれなりの成果を上げていると言えるかもしれないが、総体として政策目的への施策の寄与割合は低いと考えられる。</p>
1	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減	1人当たり温室効果ガス年間排出量	B	適切	おお むね 有効	おお むね 効率的	おお むね 適切	3	<p>・県庁内部やモデル地域などにおける事業群設定は妥当と判断できる。しかし、これらによる効果はCO2全体の削減量からするとわずかなので、より大きな部分を占める県内事業・企業活動量に対する有効な事業群設定がさらに必要と思われる。</p> <p>・事業群では効果を上げているが、政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」の現況値が目標値を大きく上回っている上に、前年度に比べて増加している現状から見て、早急に対策を検討すべきである。</p> <p>・関与した事業に関しては効率的であったと言える。</p> <p>・温室効果ガス排出量をこの施策の政策評価指標とすることは妥当と言える。しかし、県の関与以外の県内事業活動量により大きく左右される数値であるため、県の関与する事業についての指標として使用するのには適切かどうか疑問しい。</p> <p>・政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」の現況値は平成15年度のデータを使用しているので、事業による効果などが反映されていない。これらの効果を迅速に反映できるような、サブ指標などの検討が必要と思われる。</p> <p>・温室効果ガス排出量を減少方向にもっていくには、「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例」も活用し、エネルギー転換、製造業・運輸部門での強力な燃料・電気消費量引き下げ技術などの適用、民生部門においては家庭電気機器による消費量削減生活の導入、省エネ機器への転換、省エネ建築の推進など、目に見える形での企業・県民に対する指導・補助事業なども他部局と連携して検討すべきである。平成19年からのESCO事業に期待する。</p> <p>・この分野は県の事業による削減よりも、企業による削減努力のほうが大きな効果を示すと考えられる。持続可能な社会の形成には、受け入れられるリスクを努力義務のみでなく、規制も必要ではないか。</p>

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部会の意見	
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	7 段階 判定	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評価 (総括)		施策評価
2	新エネルギー等の導入促進	自然エネルギー等導入量 導入量合計(原油換算k)	A	適切	有効	効率的	適切	4	<p>・事業による効果は認められるものの、政策評価指標「自然エネルギー等導入量」の目標値をクリアしている要因がこれらの事業によるものかどうかの判断が難しい。</p> <p>・新エネルギー確保のための施設建設コストやそのメンテナンスなども考慮したエネルギー問題を論ずるべきと思われるが、現状ではこれらまで考慮されていないので、これらを考慮するためには、新エネルギー源ごとの将来計画を作成することが求められるのではないかと。</p> <p>・事業群の有効性は認められるが、新エネルギーの導入は市町村や企業なので、これらの経済性や効率性などについての情報を提供することが必要ではないかと。</p> <p>・事業動員数の向上、単位当たり事業費の遞減から見て、事業は効率的に執行されたと考える。</p> <p>・昨年度から、政策評価指標を「自然エネルギー等導入量」としており、妥当と思われるが、目標値が低いのか既にその値をクリアしているため、現在の自然エネルギーの導入状況についての実状を検討して、目標値の見直しをする必要があるのではないかと。</p> <p>・自然エネルギー等導入量は、原油換算量のみでなく、CO2換算量も提示したほうがよい。</p> <p>・経済的に有効なバイオ燃料が、自然エネルギー等導入量の73.9%を占めているので、これら以外のエネルギーについても将来を見据えた導入について検討すべきと思われる。</p> <p>・太陽光発電などについては、経済性がなくとも将来のエネルギーとして検討することは重要と思われる。そのため、環境教育として、新エネルギーをモデルとして設置し、それらの必要性や問題点などを生徒に示すことも必要ではないかと。</p>
3	オゾン層の破壊の原因となるフロン対策の推進								
4	国際的な環境保全活動への積極的な関与								
5	環境教育の推進、環境情報の提供								
6	環境に配慮した生活様式、事業活動の促進								

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部の意見	
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	7 段階 判定	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関与・事 業群設定の 妥当性	B-2 事業群の 有効性	B-3 事業群の 効率性	B 施策評価 (総括)		施策評価
豊かな自然環境の保全・創造				適切	おおむね 適切	おおむね 有効	おおむね 適切	4	<p>・施策群の設定は概ね妥当と思われる。</p> <p>・施策2～4について、今後、都市緑地の面積(割合)・用途、景観・歴史的環境保全のリストと何を守るかの内容、野生動物の実態と保護に関するデータなどをそろえ、充実評価できるようにされたい。</p> <p>・施策のための事業そのものは有効と思われるが、政策評価指標に問題があり適切な評価は難しい。今後、事業の有効性を示す指標に変更することが求められる。</p> <p>・政策評価指標の達成度から施策の有効性をみると、施策1の「自然環境が保護されている地域の割合」及び施策6の「みどりとふれあえる空間の面積」は現状維持以上には望まず、時に減少し、施策5の「民有林の人工林間伐実行面積割合」に関しては根拠数値が適正であるか否か判断に迷うなど、数値上は必ずしも有効とは言えない。 長期的視野の必要な分野でもあり、質的にも課題はあるが、現状維持的施策は必要と認められる。</p> <p>・有効性や効率性は、短中長期的なスパンも考慮して評価することが必要と思われる。さらに、評価するに当たって、できるだけ数値で比較するなどにより理解しやすくなるので、このような工夫を望む。</p>
1	自然公園等の優れた自然環境の保全	自然環境が保護されている地域の割合	A	適切	おおむね 有効	おおむね 効率的	おおむね 適切	4	<p>・事業番号1～3については、業績指標はあるが、成果指標がない。事業目的がどのように確保されたか今後待つものもあるが、ほかにも必要な事業があったのか、この事業で十分であったのか、関与の適切性・設定の妥当性を判定できない。今後、具体的改善・防止の状況がわかるようにされたい。</p> <p>・「伊豆沼・内沼環境保全対策整備事業」の成果指標「ガンなどの生息数」は、平成17年度に比べやや横ばいとなっているが、平成16年度に比べ増加している。短期の増減ではなく、中・長期的環境浄化の効果・生態系保全指標として今後もフォローが必要である。</p> <p>・事業群は概ね有効と認められるが、その評価を文章のみで判断するのは困難である。例えば、「金華山森林復元事業」で「防鹿柵の内外で、明らかに雅樹の生育状況に差異が見られ、事業の成果があったと判断される」とあるが、数値や図など対策の効果をもとに客観的に表現できるか、検討する必要があるのではないかと。</p> <p>・ボランティアの協力で自然環境が保全されていることは大いに評価できるが、「ボランティアの参加により、効率的事業となった」との記述は、県の関与という点からすると問題ではないか。 支出を少なくし、あるいは効率的成果をあげるためにボランティアに頼ることは、環境意識の高い県民が育ち喜ぶべきことであるが、事業主体としての県としては必ずしも誇っていいことではない。そのような事業はボランティアに任せ、県の関与がより必要な事業を起こすことも検討すべきではないか。</p> <p>・政策評価指標「自然環境が保護されている地域の割合」の現況値を、小数点以下2桁まで示してもらいたい。</p> <p>・政策評価指標「自然環境が保護されている地域の割合」は、事業の成果を反映していない。減少させない、現状維持により達成度Aという指標は適切と言えないのではないかと。事業の有効性、効率性を評価する上で事業群と連動する指標、または現状あるものをいい状態にする質的指標なども検討されたい。 この指標は、むしろ施策2の指標として適当ではないか。</p> <p>・政策評価指標には問題があるが、施策「自然公園等の優れた自然環境の保全」のために有効な事業群があり、それなりに効果を上げている。</p>
2	身近な緑の保全・再生・創造								
3	景観・歴史的環境の保全								

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部会の意見	
政策名	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	7 段階 判定	政策評価
				B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		施策評価
4	野生動植物の保護								
5	森林の適正な管理	民有林の人工林間伐実行面積割合	B	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	3	<p>・間伐材などの有効利用を図るため、機械設備や加工施設整備などへの支援などに取り組み、としているが、これらが事業に示されていないので、今後検討する必要があるのではないかと。</p> <p>・間伐のために民有林へ補助金を出しているが、補助金を出す基準に対する説明が不十分である。</p> <p>・例えば、間伐が必要な区域の設定など、間伐事業はもっとわかりやすく説明しないと第三者は理解できないので、有効性についての判断は難しい。</p> <p>・間伐による森林の保全状況についても、具体的な説明が望まれる。</p> <p>・間伐材の有効利用が進行しているなどの効果は認められる。</p> <p>・CO2吸収・固定源としての杉についての資料があったが、試算には種々の考え方があるので、広葉樹の資料も含め複数の論文の紹介により、森林の適正管理による効果の判断に資するべきではないかと。</p> <p>・事業群の効率性は低いが、もともと森林造成、中でも混合林造成は経済性のみでは計れない大切な事業である。</p> <p>・間伐の補助金によって、民有林での経済性が確保されるが、それが無い場合は、赤字になると算出しており、この差をどのように縮小させるのかなど、全体としての事業による効率性の検討が望まれる。</p> <p>・政策評価指標「民有林の人工林間伐実行面積割合」について、一定間隔で間伐が必要であれば、目標値・現況値とも60%前後では間伐を必要とする森林面積が累積するのではないかと、指標が適正であるか検討が必要ではないかと。</p> <p>・この施策のために行う間伐事業の必要性は認められるが、これらの事業の実施により、県が健全な森林の保全に努力していることがわかるような指標を検討する必要がある。</p>
6	自然とふれあう場や機会の提供	みどりとふれあえる空間の面積(森林公園等の面積)	B	適切	有効	効率的	適切	4	<p>・施策実現にむけた県の関与は適切、事業群の設定も概ね妥当と思われるが、県の提供する自然とのふれあいの場の整備だけでなく、さらに利用活性化のための事業も設定することにより、事業の有効性、効率性を高めることができると考えられる。</p> <p>・公園等の整備事業の成果・効果などを短期間で評価することは難しいと思われる。そのため、長期的な視点(実施した事業は1年後に効果を発揮するなど)からの評価を記述することも必要ではないかと。</p> <p>・現在ある公園等の整備を少ない予算で実施している状況はある程度理解できるが、効率性の具体的な記述が必要と思われる。</p> <p>・事業の業績指標から考えると、効率性を求めるのはもとより無理なことである。しかし、事業によっては事業費の削減、利用者増の推進策が行われている。</p> <p>・「県民の森」、「昭和万葉の森」、「こもれびの森」の入場者は過去5年横ばいであり、整備費の上昇により入場者あたりの単価で見ると効率性は下がっている。</p> <p>・この施策に対して、政策評価指標は森林公園等の面積だけでいいのか、事業は森林公園等の保全が中心であり、この施策の目的がふれあいの機会を増やすことであれば、政策評価指標は利用者数などとするのが妥当である。環境教育、自然観察の機会をさまざまな年代層に働きかけることによって、利用者数の増加が期待できるので、そのような目標も設定可能と考えられる。</p> <p>・事業の効果が政策評価指標の現況値には表れないので、それとは関係なく仮目標値が年々増加しているのは問題である。</p> <p>・もともと、森林公園等の面積を緩やかに増加するカーブで目標値を設定したことが妥当であるか検討が必要と考えられる。</p>

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部の意見	
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	7 段階 判定	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評価 (総括)		施策評価
個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進				適切	適切	おおむね有効	おおむね適切	5	<p>・本政策を実施していくためには、施策群はいずれも必要不可欠な施策である。施策群の設定には、それぞれ独自性があり「適切」であると判断できる。</p> <p>・政策評価指標の設定について、いずれも重要な指標があげられており、「概ね適切」であると判断できる。</p> <p>・施策の有効性について、施策の全体構成とともに内容も、「概ね有効」であると判断できる。</p> <p>・衰退してしまった地域の教育、これを再興する上で、学校は大変重要な役割を担うことになると思うので、その効果的な在り方がどのように開発されるか注目したい。</p>
1	特色ある学校づくり	総合学科等の新しいタイプの県立学校数	B	適切	おおむね有効	効率的	おおむね適切	5	<p>・全体的にみて、行政的な努力が報われてきているように思われる。</p> <p>・特色ある学校づくりにむけて、全体的にバランスのよい事業群となっている。</p> <p>・県の事業は主体的に、市町村との連携を取る事業は県が中心的役割を担って進められており、県の関与は「適切」と判断できる。</p> <p>・事業群の有効性について、総合学科などの組織改革は順調であり、授業改善と学力向上策も成果をあげていると判断できる。全体的に特色ある学校づくりは「概ね有効」に進めていると思われる。ただし、特色ある学校づくりには、再編後のカリキュラム改革とその研究のあり方が大切であると思われる。</p> <p>・事業費の伸びは低いにも関わらず、「効率的」に実施されていると判断できる。</p> <p>・総合学科による新しいタイプの高校づくりは順調に進んでいるが、その成果として魅力あるカリキュラムづくりに成功しているか、という懸念が残る。</p> <p>・学習意欲・進学達成度は、全国平均に近いと思われる。やはり家庭での学習時間の確保が課題であるが、同時に、そのような家庭学習を引き起こすような授業のあり方も求められるので、ぜひ、良い授業づくりに努力していただきたい。</p> <p>・より厳しい外部評価の時代が来ても応えられるだけの準備を怠らず進めてほしい。</p> <p>・今年度で終わる学校活性化プロポーザル事業は成果を上げてきており、今後とも、授業改善は学校の基本であるので、その施策を継続して進めてほしい。進学予備校への研修派遣だけでなく、小・中・高教員が交流できる授業研究会を進めてほしい。</p> <p>・22年度からの全県一学区制への準備は怠りなく進めていると思われるが、ぜひ、教員人事のあり方も含めて、新しい高校教育の創出に向けて体制を整えてほしい。</p>
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校)(正答率60%以上の問題数の割合)	C						
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校)(授業が分かると答えた児童生徒の割合)	B						
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校)(平日に家庭等で学習時間(30分以上)を確保している児童生徒の割合)	C						
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校)(正答率60%以上の問題数の割合)	C						
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校)(授業が分かると答えた児童生徒の割合)	A						
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校)(平日に家庭等で学習時間(1時間以上)を確保している児童生徒の割合)	B						
		生徒の学習意欲・進学達成度(高等学校)(平日に家庭等での学習時間が2時間以上の生徒の割合(高等学校1年生))	C						
		生徒の学習意欲・進学達成度(高等学校)(現役進学達成率の全国平均との乖離)	A						
		外部評価実施学校(小・中)の割合	C						
		外部評価実施学校(高)の割合	C						

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部会の意見	
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	7 段 階 判 定	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		施策評価
2	不登校児童生徒等への支援	不登校生徒の在籍者比率(出現率) 小学校	B	おおむね適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	5	<p>・不登校児童生徒等への支援の事業が手厚く展開されており適切である。</p> <p>・県関与の適切性について、市町村と連携を取りながら、県がこれらの施策の実現に向けて主体的な役割を取っており「概ね適切」と判断できる。</p> <p>・事業群の有効性について、前年度から問題として指摘した、いわゆる「中1ギャップ」への対応が明瞭には見えないところが懸念される。不登校児童生徒の学校復帰率が増加しているため、おそらく全体的に対応する仕方でもバランスを保ちながら進めているものと思われるが、対応が見えるようにしたほうが効果的と考える。</p> <p>なお、中1不登校児童生徒出現率を指標として新たに設定したことは、その改善に対する行政の意欲として評価できる。</p> <p>・みやぎアドベンチャープログラム(高校教育課)において、指導者養成数と事業費との関係で、平成18年度はこれまでに比して単位あたり事業費がかなり高くなっているが、効率性からみて懸念される。</p> <p>・これらの事業は、それを実施するマン・パワーであるので、研修会等を県が主体的に進めていくことが大切と思われる。</p> <p>・高校生の不登校の状況はどうなっているのであろうか。これもグラフで見られるなら、より全体的に問題構造を把握できるのではないだろうか。これは中学校から高校への継続性の問題として、全県1区の学区制になるだけに点検したいところである。</p>
		不登校生徒の在籍者比率(出現率) 中学校	C						
		不登校生徒の在籍者比率(出現率) 中学校1年	C						
3	特別支援教育の充実	特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合	A	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	4	<p>・事業群設定の妥当性について、すべての事業について同じ文面ではなく、それぞれの事業について、その設定の適切性を説得するように記述してほしい。なぜこの5事業なのか、それぞれの意味と役割を明確にしてほしい。</p> <p>・事業群の効率性については、「概ね効率的」に実施されていると判断できる。</p> <p>・政策評価指標について、特別支援教育の理念からして、指標は「交流及び共同学習」でいいのか、という問題がある。何を指標とするかは、宮城県教育委員会の特別支援教育に対する基本的姿勢が問われる問題で、慎重な検討を要する。おそらく何が可能なのか、その条件の設定抜きには、その指標の良し悪しを論じることは難しいと思われる。</p> <p>・ノーマライゼーション社会の実現により、何らかの障害を持った児童生徒が普通学級に在籍する率が高まっている。「特別支援教育」(学校教育法一部改正)は、それを保障している。今後は、これらの特別支援教育の施策を立ち上げる必要があると思われる。</p>
4	私立学校教育の振興								
5	大学等高等教育の充実	県立大学卒業生の就職率	A	適切	有効	おおむね効率的	おおむね適切	5	<p>・食産業学部の新設は、時代の課題であり、県民のニーズもあるので、妥当である。また、県内の他大学と重複する学部・学科は見られないので、県の役割として「適切」である。</p> <p>・食の安全や食育の必要性が求められている社会状況において、この事業は「有効」である。</p> <p>・業績指標である出願倍率が4.2倍とあり、少子化時代の中で、評価されるべきであろう。しかし、全国的に漸減傾向にあり宮城大学にも表れているので、将来的には4倍を切ることも懸念される。何らかの手立てが求められる。しばしば学生の活動などが社会にアピールしていることは望ましいひとつである。</p> <p>・業績指標、及び学生の就職率の高さなどから見て、事業の効率性は問題ないと判断できる。卒業生の就職率は、相変わらず高水準にあり、この継続が期待される。</p> <p>・就職率の高さの背景に、キャリア開発室による指導と教育があり、かつ各教員によるインターンシップ先の開発(企業への依頼)があることに注目したい。</p>

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部の意見	
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	7 段階 判定	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評価 (総括)		施策評価
6	地域に開かれた 学校づくり	全授業日数中、 社会人講師等が 教えている日数 の割合(小学校)	C	おお むね 適切	おお むね 有効	おお むね 効率的	おお むね 適切	5	<p>・県の関与の適切性について、国や市町村の役割との関係で、(1)キャリア教育総合推進事業、(2)特別非常勤講師制度、(3)学校評価支援事業、(4)地域学習支援センター設置事業は適切である。特に(4)に関しては、学力向上策として他県には見られない取り組みで、さまざまな困難を越えて安定した事業にまで仕立てている。</p> <p>地域の人材や観点・評価を取り入れると同時に、児童生徒の学力向上・多様化した教育的ニーズにも対応した事業となっている。</p> <p>・事業費縮減の中で、効率性を高める仕方で行われている。</p> <p>・政策評価指標「全授業日数中、社会人講師等が教えている日数の割合」について、小学校の指標変更(社会人講師の学習支援に係る活用に限定したこと)は妥当である。</p> <p>・社会人講師が教える日数はどの程度が妥当なのか、あまり多いのも考えものであるため、15%を超えたあたりから、内容に即した評価の段階に入らなければならぬように思われる。</p> <p>・「地域に開かれた学校づくり」の裏返しとして、全国的には、学校や教員に対して、理不尽な要求が目立ち始めている。特に若い教員の人間の力量が細まっていることが予想されるので、そのような調査と教員への支援策、対応事例集づくりなどを準備すべきではないかと考える。</p>
		全授業日数中、 社会人講師等が 教えている日数 の割合(中学校)	A						
		全授業日数中、 社会人講師等が 教えている日数 の割合(高等学 校)	A						
		10日以上授業公 開日を設定してい る学校の割合(小 学校)	A						
		10日以上授業公 開日を設定してい る学校の割合(中 学校)	B						
		10日以上授業公 開日を設定してい る学校の割合(高 等学校)	A						
7	地域社会と学校 教育との協働の 推進	小・中学校にお ける「学社連携・融 合事業」の実施割 合	A	適切	有効	効率的	適切	7	<p>・事業設定の妥当性について、(1)みやざらしい協働教育推進事業と(2)13歳の社会へのかけ橋づくりという2つの事業から成っている。いずれも今日の衰退しつつある地域社会の再興と学校教育の再生をする上で待望された事業であり妥当である。</p> <p>・県の関与の適切性について、小・中学校を対象としながら、県が中心的役割を取り、施策の実現に「適切」に取り組んでいる。</p> <p>・地域と学校とのよい協働が企図されている。各市町村・学校・保護者・地域社会の人々が理解し、実践しているため「有効」であると判断できる。地域社会は高齢化し過疎化しているため、学校を引き込むことが活性化をもたらす条件となっている。</p> <p>・この事業は、児童生徒・保護者・学校または地域社会の人々が求めているニーズと一致しており、また、自発的な参加をひき起こしており、「効率的」に進められていると判断できる。</p> <p>・よい事業なので、「学社連携・融合事業」に向けて、地域や学校の自発的な参加をひき起こしているように思われる。</p>

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部の意見	
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	7 段 階 判 定	政策評価
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県 関 与・事 業群 設定の 妥当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		施策評価
足腰の強い産業育成に向けた経営基盤の強化				適切	適切	有効	適切	4	<p>・施策4, 5以外の施策に関しては、政策評価指標が設定されておらず、政策全体としての体系性が欠如している。指標がブランクの部分について、今後明確な対応が求められる。</p> <p>・経営基盤の強化は本件産業施策の上で、重要な課題であり、成果が即現れるものではないため、地道な取組をかさねることが必要である。職員による積極的な企業訪問は評価に値する、その情報をいかに活用し、経営基盤の強化に結びつけるか一層の工夫を期待する。</p>
1	農業における経営基盤の強化								
2	林業における経営基盤の強化								
3	水産業における経営基盤の強化								
4	中小企業の経営基盤の強化	製造品出荷額	A	適切	有効	効率的	適切	4	<p>・中小企業再生支援協議会運営費補助事業については、事業の成果の「質」の部分十分に捉えられていないらしいがある。本来は相談件数よりも二次経営計画策定後の再生策そのものに評価の焦点を当てるのが税金投入の観点からも望ましいと判断される。情報開示のあり方との関連を含め、さらに検討する必要がある。</p> <p>・経営基盤の強化を図らず、企業の成長は望めない重要度の高い施策である。本県中小企業の経営基盤が東北以外の他地区と比較し、強いとは云えない、外部資源も充分活用し、積極的な展開を期待する。</p> <p>・政策評価指標「製造品出荷額」の上昇は景気全体の回復により、達成された要素が中心であり、直接施策遂行努力の結果を表しているとはいえない。</p>
5	国際化への対応	国際経済コンサルティングの利用事業所数	A	適切	有効	効率的	適切	5	<p>・県の関与がなければ遂行が困難な施策であり、事業群設定も妥当なものと判断され、県の自己評価についても、平均を超える妥当性をもつ施策である。政策評価指標も期待どおりの方向に推移している。</p> <p>・適切な情報収集とPRの展開は効果的である。事後の追跡により、一層効果的な成果を期待する。</p>
		宮城県内の貿易額	A						
6	農協、漁協、商工会等産業関係団体の育成								
7	経営診断等の専門的人材の育成								

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部会の意見	
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	7 段 階 判 定	政策評価
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		施策評価
雇用の安定と勤労者福祉の充実				適切	適切	おおむね有効	おおむね適切	4	<p>・施策番号2, 3の政策評価指標の不設定部分に関しては政策全体としての体系性に問題を残しているものの、他の施策群については、政策の目的から見て一定の妥当性をもつものと判断される。</p> <p>・施策番号1の政策評価指標「緊急地域雇用創出特別基金事業などによる新規雇用者数(実人員)」については、緊急経済再生戦略に合わせて設定されたものであり、今後は指標の見直しを検討する必要がある。</p> <p>・景気の回復により、雇用率の改善にも一定の成果が見られるが、県内の失業率は依然として高く、一層の取組が必要である。非正規雇用者対策等未着手の課題があり、勤労者福祉も含め、雇用条件の質の向上に注力する必要がある。</p>
1	雇用の創出	緊急地域雇用創出特別基金事業などによる新規雇用者数(実人員)	A	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	5	<p>・若年就職支援ワンストップセンター事業については、他県の取組みと比較してもめざましい成果を上げており、ワンストップセンターの立地の利便性も手伝って、若者の安定した雇用創出に効果をあげている。</p> <p>・緊急経済再生プログラムの終了により、企業に対する新規創業、第二創業等の支援が先細りとなっている。雇用創出は長期的な取組が重要であり、引き続き積極的な施策の展開が必要である。</p>
2	労働者の業種間の円滑な移動								
3	勤労者福祉の充実								
4	女性が働きやすい環境の整備	育児休業取得率(男性)	B	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	4	<p>・この施策の効果をあげるには、「子育て支援」と連動した取組みが必要であり、施策間の谷間への対応にさらに配慮することが求められる。</p> <p>・男性の育児休業取得率の向上策についても、さらなる検討が求められる。(もっとも県だけでやれる部分には限界があることは十分理解できることではあるが。)</p> <p>・住む市町村によって受けられるサービスの差が著しい、女性が第三子以降も安心して産める環境作りが重要である。育児休業の取りやすい事業所の表彰等、積極的な取組みを期待したい。</p>
		育児休業取得率(女性)	A						
		ファミリー・サポート・センターの設置箇所数	A						
5	高齢者の雇用・就業機会の拡大	シルバー人材センター(公益法人立)の県内設置率	B	おおむね適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	4	<p>・政策評価指標「シルバー人材センター(公益法人立)の県内設置率」については、設置数が増えれば伸びは鈍化する。シルバー人材センターの会員数や就業人員の延べ人数などが考えられるが、今後質の充実を表す指標が必要になると思われる。</p> <p>・高齢化社会を迎え、益々ニーズの高まる課題であり、シルバー人材センター設置支援のみでは解決につながると思えない。例えば、経験者の持つスキルデータベース、働きたい高齢者に対する自己啓発も可能な止り木のような施設の設置等、働く意欲の継続につながる施策が望まれる。</p>
6	障害者の多様な就業対策	障害者雇用率	B	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	4	<p>・政策評価指標「障害者雇用率」は、目標値が未達であるものの、近年少しずつ上昇しており、一定の成果が認められる。今後は障害者雇用率の高い県も参考に、県内のトップ企業、モデル企業をつくっていくことも大切である。</p> <p>・自らが自立して生活できるよう、社会全体が支援する施策の充実は重要であり、一層の努力を期待する。</p>
7	新規学卒者の就職対策	新規高卒者の就職内定(決定)率	A	おおむね適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	5	<p>・全体としては、景気の回復も手伝って、政策評価指標「新規高卒者の就職内定(決定)率」も上昇傾向にあるが、ここに満足することなく、さらに高い就職内定率を目指して施策を推進して欲しい。</p> <p>・就職率は企業業績と連動する部分が多く、地道な取組が重要である。若者が働く意欲をしっかりと持つような施策の展開を期待する。</p>

施策体系				評価原素			行政評価委員会政策評価部の意見		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	A-1 施策群設定の妥当性	A-2 政策評価指標群の妥当性	A-3 施策の有効性	A 政策評価(総括)	7段階判定	政策評価
				B-1 県関与・事業群設定の妥当性	B-2 事業群の有効性	B-3 事業群の効率性	B 施策評価(総括)		施策評価
	県土の保全と災害に強い地域づくり			おおむね適切	適切	おおむね有効	おおむね適切	3	<p>・施策群設定の妥当性を「概ね適切」としており、この評価は妥当である。</p> <p>・「防災」には財政面の限界があり、「減災」を主体にすべきことは現実的である。</p> <p>この観点から、「水害」及び「土砂災害」に関する施策は妥当なものと評価できる。しかし、「地域ぐるみの防災組織」に関しては、高齢化等に伴うコミュニティの変質や昼間時の被災に対応できるものとなっていない。また、「震災対策」は多様な施策の複合体であって、特に消防水利のような矮小化した次元で捉えるべきではないと考える。県には震災時の司令塔の役割が期待されるから、個別事業の実施主体とは関係なく、全体のコーディネーションを図る方向で施策を体系化すべきである。</p> <p>・国と市町村との狭間において、施策によっては、県の役割が受身的で弱い部分が見られ、改めて県の役割・責務を明確にすることが必要と考えられる。</p> <p>・評価指標として、水害、土砂災害に関するものの妥当性は高いが、地域防災、震災対策に関しては、過年度より問題を抱えていることを指摘しており、「適切」とした政策評価指標群の妥当性は「概ね適切」が適当である。</p> <p>・評価指標の変更に関して、県側の対応は硬直的に思える。新しい宮城の将来ビジョンに基づく評価では、指標に関する協議の場を設けることが望ましい。</p> <p>・施策の有効性は「概ね有効」と思われるが、課題の多い施策1「地域ぐるみの防災体制整備」の評価が「有効」で、施策体系の整っている施策2「水害から地域を守る河川等の整備」の評価が「概ね有効」となっている等、県担当課による評価のばらつきが見られることが課題である。</p> <p>・施策の有効性において、個別・具体的な事業レベルでは概ね有効とされるが、例えば、「自主防災組織の組織率」や「消防水利の基準に対する充足率」が自己目的化することは適切でない。この場合も、「水害」と「土砂災害」については有効性が認められるが、「防災計画」を策定しても実行が伴わなければ震災対策が進んだとは見なせない。その意味で、具体的な施策内容が本来の目的にそぐわないものがある。この場合、施策内容による評価が有効でも、施策目的に対しては有効性がないという評価になる。</p>
1	地域ぐるみの防災体制整備	自主防災組織の組織率	B	適切	有効	おおむね効率的	適切	3	<p>・県関与の適切性と事業群設定の妥当性を「適切」としているが、「概ね適切」が適当である。</p> <p>地域ぐるみの防災体制づくりに向けた市町村との役割分担やリスクマネジメントが不明瞭である。</p> <p>また、事業群は夜間ベースの対策のみであり、通勤・帰宅時や昼間時等の一日の時間サイクルを踏まえた事業構成になっていない。</p> <p>・「減災」に向けて、住民の自助努力が必要だという点は妥当であり、民間教育や組織育成が重要であることは理解できる。しかし、職住分離や高齢化の結果、伝統的な住民コミュニティへの過度の期待は禁物であり、住民の自助努力が働かない場合の安全網が必要である。1次的には市町村単位で取り組むべきことであるが、広域避難や救援物資配送等、県のコーディネーションが重要となる局面は多い。</p> <p>・事業群の有効性を「有効」としているが、「課題有」が適当である。</p> <p>教育・訓練事業については、継続的な実施が重要であり、参加者等に関してはそれなりの有効性も認められるが、総合防災訓練事業、民間防火組織育成事業は年1回程度の実施であり、政策評価指標「自主防災組織の組織率」の向上にどれだけ寄与するか疑問である。</p> <p>・事業群の効率性については、「概ね効率的」とする理由が不明確であり、説得力に欠けるため、「課題有」が適当である。</p> <p>・同規模の教育・訓練を少ない予算で実施するという視点から効率性を論じることは、問題を矮小化する。教育・訓練を受けた人が、実際の災害局面で減災に如何に貢献できるかという視点、つまり教育訓練の質から論じるべきだが難しい。定型的な訓練も有効ではあるが、災害はさまざまな形を取るため、状況に応じて適切な対応を取れる応用力を重視すべきである。</p> <p>・地域防災組織を育成することは重要であるが、政策評価指標「自主防災組織の組織率」の定義自体が問題であり、宮城県が上昇していることと、地域の防災力の向上とはほとんど関係がない。例えば、町内会に属していることを指標にすれば、高齢化の進行で自助から要援護に質変する可能性が大きく、これに過度に期待することは危険ですらある。また、他県とのレベル差が大きく、比較不可能な指標は適切ではない。</p> <p>・消防庁の指標を無批判に受け容れることは正しくない。他県とも比較可能で、地域の防災力を適切に表現する指標を定義すべきである。風水害等に関してはある程度予測可能だが、地震等発生が予測できない災害の場合、居住地のみに依存する組織は役立たない可能性が大きく、通勤・通学先での防災力を表現する指標も検討すべきである。</p>
		各市町村における防災・震災訓練参加者数	A						

施策体系				評価原素			行政評価委員会政策評価部の意見		
政策名	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	7 段階 判定	政策評価
				B-1 県関与・事 業群設定の 妥当性	B-2 事業群の 有効性	B-3 事業群の 効率性	B 施策評価 (総括)		施策評価
2	水害から地域を守る河川等の整備	ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)	B	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	6	<p>・県が河川管理者として、国と協調して水害に対処することは重要である。ハードに依存する防災は予算面で限界があるので、ソフト的な減災を重視することは妥当である。ただし、ハード面の対策が事業群に含まれないことに違和感がある。</p> <p>・ハザードマップ作成のための氾濫解析が主たる事業内容であり、毎年着実に進行しているため、この見地からは有効性が認められる。ただし、「ハザードマップ作成市町村数」は、水防法改正以降増加はしているものの、目標を下回っている。一方、投資額の大きい河川整備事業が対象になっていないため、ハード面も併せた水害への対処という見地からの評価は、事業群構成上不可能である。</p> <p>・ハザードマップ作成需要の増大に対し、県予算を増加させないで成果を上げており、事業群は「概ね効率的」と判断できる。</p> <p>・氾濫解析の義務付けに伴い解析システムの汎用化が図られるなら、大幅な時間短縮及びコスト縮減の可能性がある。気候変動や都市化の進行は解析結果の定期的な見直しを要求するが、その際の解析コストは初回に比べ安価になることが期待される。同時に解析のリアルタイム化(計算時間短縮)と、インターネットによる解析結果提供は減災の見地から有効なので、その見地からの効率化も必要である。</p> <p>・ソフト施策に限定するなら、政策評価指標「ハザードマップ作成市町村数」は許容できる。ただし、市町村数は合併によって減少しており、作成済市町村が未作成市町村と合併した場合は、作成済市町村数も減少する可能性がある。その意味では、作成面積比率や作成地域人口比率などの安定的な指標が望ましい。</p> <p>・ハザードマップの配布が義務付けられたにもかかわらず、「ハザードマップ作成市町村数」が目標を下回っていることは、一層の努力を要求する。</p> <p>・ストックマネジメントの考え方を基本に、河川整備とハザードマップ作成のプログラム構成が明確になっており、時節に対応した施策となっていることが評価される。</p> <p>・気候変動による水害の激甚化は、世界各地で観測されている。このため、ハザードマップを一旦作成したら決着ということにはならず、ハード対策の進行も含めて定期的な改訂作業が必要となる。その方向での準備を進められたい。</p>
3	土砂災害から地域を守る地すべり対策等	土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数	A	適切	有効	効率的	適切	7	<p>・土砂災害は河川災害より局地的なので、県が関与する意味は大きい。事業群には情報収集とハード対策、ソフト対策がバランスよく含まれており、その設定は極めて妥当と考えられる。</p> <p>・事業群の有効性を「有効」としており、この評価は適切である。 ハード対策は予算面から限界があるので、ソフト面での対応に重点が置かれており、着実に対策が進みつつある。</p> <p>・減災の実をあげるという行政目標からは、事業群はコストパフォーマンスの意味で「効率的」に実施されており、高く評価できる。</p> <p>・事業群の構成から見て、「土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数」を政策評価指標とすることに異存はない。ただし、ハード対策は生命と財産、ソフト対策は第一義的には生命のみを守ることを目的とするという機能的な差を考えると、今後は単純ではなくウエイトを考えるべきかもしれない。</p> <p>・この施策が高い評価を得ているのは、数千に上る要対策箇所に対し、ハード対策ではカバーできない実態を認識しつつ、砂防基礎調査を活用した要対策箇所周辺地区での「出前講座」を年間112箇所で開催していることであり、県民の安全性の確保に対する県の姿勢が強く打ち出されている点にある。</p> <p>・県土の危機管理に対する行政の姿勢、事業としてモデルになるものであり、他セクションも参考にすることが望まれる。</p>
4	高潮や高波等による災害に強い海岸の整備								

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部の意見	
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	7 段階 判定	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評 価 (総括)		施策評価
5	震災対策の推進	各市町村防災計画(震災対策編)の更新市町村数	B	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	4	<p>・事業は、住宅の耐震診断・啓蒙活動・ボランティア研修など多岐に渡るが、問題の重要性に比べて予算額が少ない。例えば、「建築関係震災対策事業」は協議会活動であり具体性に乏しく、一方で避難所の耐震化や耐震水槽の整備など、予算措置を伴う具体的事業が放置されている印象を受ける。宮城県沖地震など、間近に迫る被災に備えて、ハードを伴う対策の事業化と着実な実施が必要と考えられる。</p> <p>・木造家屋の老朽化が確実に犠牲者を増加させることは、経験的事実である。しかし、実際の耐震改修助成件数が100戸足らずでは効果があったとは言いがたい。特に学校・病院等の耐震化は、ライフラインの確保と並んで緊急の課題であり、設置者が県でないという理由で放置すべきではない。</p> <p>・防災マップに関しては地震に限定せず、水害等他の災害も考慮したものとすることが望ましい。</p> <p>・平成17年度に予算を集中して取り組んだ事業群であり、成果が現れてきた事実を踏まえ、事業の廃止を含めメリハリのついた事業構成となっている。減災に向けた事業の実施は有効であるが、政策評価指標「各市町村防災計画の更新市町村数」と事業群との対応が不明瞭である。</p> <p>・個別事業は断片的で予算的にも少額なので、効率性が低くても県全体の行政効率性に与える影響は小さい。しかし、震災対策は極めて重要であり、県が総力を挙げて取り組むべき課題である。総合的な行政ビジョンに基づいて個別事業を体系的に位置づけて、着実に実行に移す必要がある。</p> <p>・政策評価指標「各市町村防災計画の更新市町村数」は、県の計画改定に併せて市町村も改定すべきだとしても、長期的に見れば安定的な計画が望ましいはずで、さらに市町村数は合併により減少するという問題もある。この指標では、計画を小刻みに変化させる方が、長期計画に従って震災対策を着実に進めるより高い評価を得ることになり、誤解を招く。 政策評価指標として、「防災計画の内容」が重要であり、評価指標の見直し求められる。見直しに当たっては、地域を単位として、事業群の実施状況を反映した震災対策の充実度(震災時の危険度)を示す指標等が考えられる。</p> <p>・震災対策は多岐に渡り、例えばライフラインを取っても、道路は国・県・市町村、電気は民間、水道は市町村など、設置者がばらばらである。それゆえ全体のコーディネーションは不可欠で、県には司令塔としての役割が期待される。新しいビジョンの下で、県が総合的かつ主体的に震災対策に取り組むことを期待したい。</p>
6	地震防災のために必要な施設、設備の整備	消防水利の基準に対する充足率	B	適切	おおむね有効		おおむね適切	3	<p>・県関与の適切性と事業群設定の妥当性を「適切」としているが、「課題有」が適当である。 地震防災のための施設は多岐に渡り、県の主体的関与が必要であるが、事業群の設定は平時の消防機能強化対策であり、地震防災のための事業群となっていない。</p> <p>・事業群の有効性を「概ね有効」としているが、「課題有」が適当である。 指標と事業が1対1に対応するため、指標に対する事業の有効性は高いはずだが、発信位置表示システムに関しては補助実績がなく評価不能である。加えて、位置が表示されても、道路が被災すると到達できないので、消防設備からだけでは有効性を評価できない。消防水利に関しては、少なくとも被災時の雑用水を確保するため耐震水槽への更新を進めるべきで、評価もその観点からなされるべきであろう。</p> <p>・事業群の効率性の判断が困難としている点は評価できる。ただし、設置主体が市町村であることは評価を妨げない。例えば、国道は国道であって、県民から見れば指定区間が区間外かは問題ではない。むしろ縦割り意識が、事業の効率的実施を妨げると見るべきであろう。</p> <p>・政策評価指標「消防水利の基準に対する充足率」は、調査が3年おきであり毎年の進捗状況が評価できない。「119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合」は、2消防本部でシステムが導入されたため、目標値を達成している。これらの指標は主として平時に関するものであり、震災時には、消防水利が利用できない、位置が特定できても到達できないなどの問題が予想されるので、地震防災のために必要な施設の整備状況に関して適切な指標であるとは思えない。</p> <p>・施策と事業とがマッチしておらず、「概ね適切」とした施策評価(総括)は、むしろ「課題有」とすべきである。</p> <p>・震災対策として施策5も含めて総合的に取り組むべき課題であり、消防課の所管とすること自体に無理がある。宮城の将来ビジョンの中で、適切な位置づけと体系的な事業群の構成が望まれる。</p>
7	学校などの公共施設等の耐震改修	119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合	A						

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部会の意見	
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	7 段階 判定	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関与・事 業群設定の 妥当性	B-2 事業群の 有効性	B-3 事業群の 効率性	B 施策評価 (総括)		施策評価
国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化				適切	適切	おおむね有効	おおむね適切	5	<p>・空港・港湾に関して、各々本体部分と周辺部分に分ける施策区分は重要である。前者に関しては本体部分のハード関連事業終了に伴って、担当課の統合が行われたことは妥当である。周辺部分としては、両者とも区画整理事業が中心になるが、前者については一般の市街地開発事業と大差なく、無理に空港と関連付ける必然性が感じられない。</p> <p>・施策2「仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用」と施策4「仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用」は、同種の事業内容が中心であるにもかかわらず、評価指標が大きく異なる。施策2は社会資本整備期にあり、評価指標である「仙台空港利用者数」が評価できない現状を踏まえると、評価指標が4つの施策の有効性を評価する上で適切とは言えず、政策評価指標群の妥当性は「概ね適切」が妥当である。結局、施策2についても施策4と同様の「市街化率」を用いることが妥当だと考えられる。</p> <p>・行政費用や地球環境の観点からはコンパクトシティが効率的であり、市街地を広げる前に十分な検討が必要である。同様に、国内航空旅客の増加は地球環境面でマイナス、陸運の海運への転換はプラスという、施策単独の効果に限定されない、広い視点が今後の行政には要求されるだろう。</p>
1	仙台空港の機能の強化と活用	仙台空港利用者数(国内線、国際線)	A	おおむね適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	4	<p>・県関与と事業群設定を「概ね適切」としており、この評価は妥当である。</p> <p>・空港本体は国の管轄であるため、県の関与は周辺の機能に限定される。このため、空港利用促進と貨物ターミナル整備関係が中心となることはやむを得ない。このうち、新貨物ターミナルへの貸付事業は平成18年度で終了するため、次年度以降これに代わる取り組みが無ければ、施策2との統合が必要である(担当課は既に空港臨空地域課に統合されている)。</p> <p>・航空貨物の減少を食い止めるための対策が必要だと思われる。</p> <p>・事業費面では新貨物ターミナルへの貸付が大部分を占めるが、期間終了に伴って有効性の如何にかかわらず事業としては廃止となる。ただし、貨物量で見ると、成田の容量増加を受けて減少傾向にあり、有効性は疑わしい。一方、旅客数は順調に伸びているが、景気回復の効果が大きく、県の広報活動やイベントの寄与分がどれほどあったかは疑問である。</p> <p>・旅客数増加へのイベントの寄与分と同様に、ポートセールスに関しても、国内外の航空会社等に対する訪問回数による評価は自己完結的であり、実際に路線開設・増便に結びついたかで判断されるべきである。</p> <p>・国内・国際旅客数を政策評価指標とすることは妥当である。平成15年を底に漸増傾向にあるが、これは県の施策よりも景気回復と感染症脱却に助けられた面が大きい。 国際線に関しては、チャーター便は増加しているが、定期便は東アジア近距離路線がほとんどで、3,000m滑走路が活用されているとは言えない。関西空港のように貨物便特化を目指すことも考えられるが、成田の代替という位置づけでは難しい。</p> <p>・社会情勢は一時の旅客低迷期から脱却しつつあり、この追い風を踏まえ、ポートセールスやチャーター便、定期空路の開拓に積極的であり評価される。</p> <p>・地球温暖化の面で航空機が望ましいわけではないので、総合交通政策の中で新幹線鉄道との役割分担を位置づけるべきである。その結果、国内航空旅客が減少することはやむを得ない。</p>

施策体系				評価原素			行政評価委員会政策評価部の意見		
政策名	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	A-1 施策群の妥当性	A-2 政策評価指標群の妥当性	A-3 施策の有効性	A 政策評価(総括)	7段階判定	政策評価
				B-1 県関与・事業群設定の妥当性	B-2 事業群の有効性	B-3 事業群の効率性	B 施策評価(総括)		施策評価
2	仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用	仙台空港利用者数(国内線・国際線)	A	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	4	<p>・この施策の事業構成は、インフラ整備主体であり、社会資本ストックの形成を推進する観点からは評価できるが、臨空都市形成に向けたインフラ以外の事業群が弱く、事業群設定は「適切」と言えない。</p> <p>・空港アクセスと空港周辺地域の整備を通じて、側面から空港利用促進を図る施策である。前者は航空旅客数増加への貢献が期待できるが、後者は本質的に新市街地開発事業であって、この目的に寄与することは期待できない。前者は第3セクター方式、後者は組合施行方式を採り、県関与は間接的であるが、この事業フレームでは妥当なものと考えられる。</p> <p>・アクセス鉄道や沿線の区画整理事業の効果はこれから現れてくるものであり、事業群の有効性は今後評価されるものであるが、計画に沿ってアクセス鉄道の開業や一部まちびらき等の第一段階の整備を実現させたことは評価され、事業群は「概ね有効」と判断できる。</p> <p>・「臨空都市整備推進事業」の核施設は大規模ショッピングセンターであり、物流系施設は当該地区外(岩沼側)に立地するなど、一部空港勤務者の居住を除けば空港との機能的な関連は希薄である。</p> <p>・半分強という空港アクセス鉄道への県出資比率の妥当性には疑問の余地が残る。施工段階での効率性は、予定入札額に対する落札率や借入金の利子率等で量れる可能性があるが直接的ではない。区画整理事業に関しては、保留地処分は順調に進んでおり、事業としての効率性はあると見てよいが、空港利用促進という指標からは評価できない。</p> <p>・施策を構成する事業群はストック形成期にあるため、現段階では政策評価指標「仙台空港利用者数」の増加に寄与せず、評価ができない課題を抱えている。</p> <p>また、臨空地域整備は区画整理事業としては成功に見えるが、「空港を核とした交流・物流・情報の拠点」という位置づけとは乖離している。区画整理事業はアクセス鉄道の乗客数には貢献するが、航空旅客増に寄与したとは思えず、指標が適切ではない。</p> <p>・ストック活用期に向けては、政策目標である国内外の交流促進の観点から臨空都市の広域的な交流活動を評価できる指標を設定することが望ましい。</p> <p>・仙台空港アクセス鉄道のようなストック形成型事業では、事業期間中には効果が出ず、効果が出る段階になると事業廃止に伴って評価対象から外れるという構造的問題がある。これらに関しては、(維持管理も含めて)事後評価の枠組みを導入しないと適切な評価が不可能である。</p>
3	仙台国際貿易港の整備と活用	仙台塩釜港(仙台港区)外貿コンテナ貨物取扱量	A	適切	有効	効率的	適切	5	<p>・港湾本体の整備は国の所管であるため、県は埠頭用地やコンテナヤードなどの物流施設の整備を担当している。他に荷主・船主に対するポートセールス事業が含まれるが、予算規模は小さい。今日の海上物流はコンテナ船と専用船が中心であり、後者は主として専用岸壁を使用することから、港湾整備の事業フレームを前提とすれば、事業群・県関与の方針とも概ね妥当であろう。</p> <p>・コンテナ貨物取扱量は順調に増加しており、この観点から事業は「有効」と判断される。ポートセールスの業績指標(企業訪問件数)は自己完結的であって、目的への貢献を切り離して評価することは難しいが、フィーダー輸送も含めれば定期航路数・便数ともに漸増傾向にある。</p> <p>・ストック整備型事業の場合、実施中の施策目的に対する効率性評価は一般に難しい。ただし、港湾整備の場合は供用中施設の改善であり、部分的な効果を捉えやすい。事業費節減に関しては、落札率等による評価も考えられるが、施工品質の問題もあるため一概には言えない。ポートセールスの効果を単年度で捉えることは適当でないが、長期的にはやはり航路数・便数によって評価されるべきだと考える。</p> <p>・フィーダー輸送の場合、内貿と外貿を区別する意味は少ないので、政策評価指標をコンテナ貨物取扱量としたことは妥当であり、この指標について順調な発展が見られる。地球温暖化の観点からも、京浜港への陸送は海運に切り替えるべきで、その意味でも運賃の相当部分を占めるターミナル費用の縮減につながる港湾整備の重要性を、県民に積極的に訴える必要がある。</p> <p>・仙台港整備の結果として周辺諸港湾の取扱量の減少が生じるが、選択と集中の結果としてある程度はやむを得ない。この面からも県民の理解を得る必要がある。</p>

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部会の意見	
政策名	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	A-1	A-2	A-3	A	7 段階 判定	政策評価
				施策群の 設定の 妥当性	政策評 価指 標 群の 妥 当性	施策の 有効性	政策 評価 (総 括)		
施策番号				県 関 与 ・ 事 業 群 設 定 の 妥 当性	事 業 群 の 有 効 性	事 業 群 の 効 率 性	施 策 評 価 (総 括)		施策評価
4	仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用	仙台港背後地区市街化率	A	おおむね適切	有効	おおむね効率的	おおむね適切	6	<p>・県関与と事業群設定を「概ね適切」としており、この評価は妥当である。 臨空地区と異なり、この施策での区画整理事業は県・市の直営であるためリスクが大きい。一方で港湾関連施設用地を多く見込んでいるため、施策目標への親和性は臨空地区より高い。また、流通業務用地を多く予定することは、施策目標から見て有効である。</p> <p>・事業群の有効性を「有効」としており、この評価は適切である。 事業は区画整理事業のみであるが、基盤整備だけでなく、土地活用や土地利用に対するソフト策を政策的に実施しており、センター地区の整備やその他地区の計画的市街地形成の誘導に成果を上げている点及びセンター地区開発において中心市街地との競合を避けた開発手法を採用している点等、整備された背後地の処分ではなく、広域的都市構造や土地利用形成に留意している点が評価できる。</p> <p>・事業群の効率性を「概ね効率的」としており、この評価は適切である。</p> <p>・土地造成単価が下がる傾向にある等の効率性の改善は見られるものの、遺跡調査等、実施主体の責に帰することが適当でない費用もあるため、造成費の多寡で単年度の効率性を論じる意味は少ない。ただし、臨空地区と異なり組合施行ではないため、リスクは実施主体の県・市が負うことになり、損失発生可能性がある。結果的に売却が順調なら問題はないが、然るべきリスク分散の方策を事前に準備することが、効率性の意味で重要だろう。 今後は事業収束に向け、土地区画整理事業全体の事業効率からみた評価が課題とされる。</p> <p>・政策評価指標「仙台港背後地区市街化率」の達成度から、目標値を上方修正していることは評価できるが、過去実績の回帰曲線を採用しており、目標値の設定根拠に明確でない点がある。例えば、売却完了年度から逆算して定める等が理解しやすいのではないか。</p> <p>・「市街化率」は建築済画地面積の使用可能宅地面積に対する比として定義されるなら、造成が遅れて分母が小さい場合には過大になる可能性があるという意味の不安定さがある。</p> <p>・港湾地区内の夢メッセ等との機能連携・分担に関する協議会等は、事業化も含めて強調されるべきである。これには、ペDESTリアンデッキ等の動線計画、機能の補完性、あるいは相乗効果の明視化等が含まれる。</p>
5	地域を支える港湾の整備と活用								
6	輸出入を促進する貿易振興策の充実								

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部の意見	
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	7 段 階 判 定	政策評価
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		施策評価
国内の交流を進めるための交通基盤の整備				適切	適切	おおむね有効	おおむね適切	4	<p>・国内交流を進めるための高速道・一般道・公共交通・交通結節点という施策構成は妥当であり、総合交通の観点から踏まえている。今後は、地球温暖化・高齢化・コミュニティ維持の見地から公共交通の維持・展開が重要となるが、公共交通でdoor-to-doorの需要を賄うことは不可能なので、公共交通と私的交通との連携を図る施策が重視されなければならない。その意味で、公共バスターミナル、パーク＆ライド等の交通結節施設の整備を計画的に推進する必要がある。</p> <p>・政策評価指標群の妥当性を「適切」としているが、「概ね適切」が適当である。</p> <p>道路整備に関する指標である「高速道路IC40分間交通圏カバー率」及び「道路の改良率」は、感度に問題がある。「緊急輸送道路橋梁整備率」は当面妥当だと判断される。施策3の指標「県内移動における公共交通の利用率」は、定義と信頼性に問題があり、妥当とは言えない。</p> <p>・ストック整備型施策について、単年度の有効性を評価することは適当ではないため、この種の施策に対する評価方法は別途検討されるべきである。</p>
1	高速道路の整備	高速道路IC40分間交通圏カバー率	B	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	4	<p>・高速自動車国道の整備はほぼ完了しており、現在整備中の路線は高規格幹線道路等のスキームにより整備しているが、整備主体と県負担の関係が県民に見えにくい。高規格幹線道路と地域高規格道路の違いは整備スキーム上の差であって、本来道路網として一般道の整備と一体的に考えるべきである。計画が国から下りてくる印象があるので、道路特会の使途という観点からも構成を議論すべきだろう。</p> <p>・事業費自体を効率性指標と考えることは、県民の理解が得られない。ストック形成型事業では、単年度の新規供用延長を用いることは適当ではなく、単に安いだけでは施工品質の問題が捨象される。このため、ストック形成型事業全体について、新しい指標を提案する必要がある。</p> <p>・政策評価指標「高速道路IC40分間交通圏カバー率」は、新規高速道路区間の供用がないと指標に変化がなく、高速道路既存供用区間でのIC設置やICアクセス道路整備等の利便性向上策が評価しにくい面があり、今後は、整備の進行に合わせて20～30分を基準としたカバー率等を検討する必要がある。</p>
2	国道、県道、市町村道の整備	道路の改良率	B	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	5	<p>・事業であげている代表的な道路整備と県内のネットワーク化や道路改良との関係が不明確であり、事業のあげ方に工夫が必要である。県関与は、道路管理者の相違や負担割合によって義務付けられるが、県民としては管理者の相違よりも、道路網としての一体整備の視点が重視される。</p> <p>・一般道路の整備だけでなく、緊急輸送道路の確保に向けた橋梁耐震補強事業を行っていることは評価できるが、地震発生時の道路確保の弱点は橋梁に限らないため、全体的な目配りが必要である。</p> <p>・ストック形成型事業では事業継続中の成果は出ないので、効率性の判断は難しい。橋梁に関しては、1箇所当たりの事業費で効率性を図ることは可能だが、橋梁そのものの規模・構造に差があり、一律に評価することは適当ではない。今後、新設より既存道路の維持・管理の比重が高くなるので、その観点からの評価を導入すべきだろう。</p> <p>しかし、道路整備の単年度での効率性評価が困難であることを認識しており、また事業費が横ばい傾向の中で、土木行政推進計画に基づくプログラムにより計画的に事業実施している点は評価される。</p> <p>・政策評価指標「道路の改良率」は、内容が不明確で、それほど感度のよい指標とは言えない。例えば、歩道設置率や右折ポケット設置等の指標化は、わかりやすいかもしれない。</p> <p>・政策評価指標「緊急輸送道路橋梁整備率」は、設定したばかりでトレンドは不明だが、着実な進が見られる。日常交通の安心・安全は災害時の避難路確保と並んで重要であり、そのためには日常的な維持管理が不可欠である。その意味で「公共事業＝悪」という単純な図式を覆す努力が必要である。</p>
		緊急輸送道路橋梁整備率	A						

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部の意見	
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の 有効性	A 政策評価 (総括)	7 段階 判定	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策評価 (総括)		施策評価
3	バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備	県内移動における公共交通の利用率	A	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	2	<p>・県関与の適切性と事業群設定の妥当性を「適切」としているが、「概ね適切」が適当である。 車社会の進展により公共交通離れが進み、公共交通の維持が厳しい状況下において、国・市町村・事業者との役割分担が適切に行われているとは言えない。また、県の関与としてバスや地方鉄道などへの事業補助のみでいいのかが問われている。高齢化社会に向かって地方バス路線をシンプルミニマムと捉える等、より積極的な県の関与が必要である。</p> <p>・事業群の有効性を「概ね有効」としているが、「課題有」が適当である。 「地方生活バス路線の維持・活性化事業において、地域の生活交通が維持できた」としているが、補助路線系統数の減少の中で、どのような維持ができたのかが不明瞭である。大切なことは県民の地域生活を維持することであり、この点から見た有効性の根拠がない。</p> <p>・事業群の効率性を「概ね効率的」としているが、「課題有」が適当である。 公共交通事業の効率とは何かを示しておらず、事業効果も不明であり評価できない。 バス事業の補助路線数が減少するのは、路線の健全化ではなく撤退に因るから、1路線当たりの事業費で効率性を論じても意味がない。地方部の人口減少の結果は潜在的乗客数の減少をもたらす。採算性の見地からは撤退は必然なので、路線維持には別の論理が必要となる。 くりはら田園線についても、代替バスの乗客数が鉄道と比べてどの程度減少したかを調査し、地方公共交通を維持することの意味について考慮されたい。 航路については、住民が居る限り、効率性とは無関係に維持する必要がある。</p> <p>・政策評価指標「県内移動における公共交通の利用率」は、全国旅客流動調査のデータを用いているが、この調査の目的と精度からみて、県単位の公共交通利用率が正確に把握できているかどうか問題がある。また、このデータは、地域の生活交通を公共交通から見るデータとしては不適切である。これらことから、この指標に依拠すれば、行政判断を誤りかねない。 例えば、「徒歩20分以内で1日10便以上のバス停にアクセスできる人口比率」など、地道な指標が望ましい。</p> <p>・地方部での公共交通の維持は大変難しく、政策運営は難しい局面におかれている。これまでのようなバス事業補助だけでは、利用者は減少するのみであり、地域のニーズに対応した柔軟なサービス、自動車との連携方策、県民の意識改革による公共交通への転換策、県自ら総合交通の観点から施策・事業のあり方を示し、市町村や地域を指導していく姿勢が求められる。</p>
4	各輸送機関相互の連携の強化								

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部の意見	
政策名				A-1 施策群 設定の 妥当性	A-2 政策評 価指標 群の妥 当性	A-3 施策の 有効性	A 政策 評価 (総括)	7 段 階 判 定	政策評価
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関 与・事 業群設 定の妥 当性	B-2 事業群 の有効 性	B-3 事業群 の効率 性	B 施策 評価 (総括)		施策評価
高度情報化に対応した社会の形成				適切	おおむね適切	おおむね有効	おおむね適切	4	<p>・政策の設定が広範囲に及びすぎ、施策群の設定との関係に体系性を欠いている。別途定められているIT推進計画とも整合性のある施策群の設定の仕方が望ましい。</p> <p>また、事業群は寄せ集め的で、関係部課も責任をもってトータルに企画することが難しいように思われる。</p> <p>・政策評価指標について、自己評価でも指摘されているが、施策2の「情報サービス産業企業数」は別の指標に変えるのが望ましい。決定的な別の指標を見つけることは難しいが、業界売上高か従業員数あたりが妥当と思われる。他の施策の政策評価指標は「概ね適切」と考える。</p> <p>・各施策に関して、県内の情報化はある程度進んでおり、「概ね有効」だと思われるが、電子自治体化を本格的に早急に進めないと高度情報化に対応した社会の形成は難しい。地域格差の是正にも貢献度の高い政策であるので、この施策に重点的に知事がリーダーシップをとって進めてほしい。そうすれば、多くのところに大きな影響を与えていくことができるのではないかと。</p>
1	高速情報通信ネットワークの整備								
2	産業の情報化、情報産業等の集積促進	情報サービス産業企業数	C	適切	有効	おおむね効率的	適切	5	<p>・コールセンターの誘致政策では効果を上げており、今後より付加価値の高い分野で引き続き誘致を進めることが望ましい。</p> <p>・県の関与が生きている成果が見られ、県関与の適切性については「適切」と判断できる。</p> <p>・事業番号6のベンチャー企業への投資(ベンチャー育成ファンド組成事業)についても、県全体の下請構造からの脱却を目標に、規模は小さくとも独自性のある企業を伸ばしてほしい。</p> <p>・情報サービス産業企業数増加率の指標は、評価Cであるが、社会経済情勢データで示されている他県の情報関連企業事業所の平成11年から16年の増加率の状況を見ると、全国は-23.4%、首都圏以外は-35.9%であり、これに比して宮城県は+19.4%である。全国的動向から見れば、厳しい条件下でも宮城県は奮闘したとみるべきで、施策としての評価はAに値する。</p> <p>・情報産業集積には人材育成が急務である。これまでの取組は評価するが、引き続き強化すべき課題である。</p> <p>・付加価値の高いソフト開発や情報処理等の産業を育成するためには、行政自ら地場企業に優先して発注すべきである。地域に仕事が少ないから企業が育たないのであり、自治体向けのソフト開発だけでも力強い支援となる。大手ベンダーは海外への依存率を高めており、地域産業育成への貢献は今後期待できない。</p>
3	県民生活に関する情報化の推進								
4	電子自治体化の推進	電子申請・届出件数の割合	B	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	3	<p>・自治体の電子化はインフラの整備から利活用に視点が移っている。政策評価指標「電子申請・届出件数の割合」について、ほぼ目標はクリアしているものの、現状で電子化により行政手続の簡素化や行政コストの削減が進んでいるとは思えない。電子自治体をさらに強力に推進していく必要があり、施策としてより高い優先順位を設定すべきである。</p> <p>・公務員制度改革とも絡んで、この施策は早急に進めるべき課題であるので、知事などトップのリーダーシップが求められる。今後の計画を聞いても進め方が遅すぎるように思われる。</p> <p>・事業群について、ひとつひとつの効率性はあっても、電子自治体化を進めないうる意味をなさない。</p> <p>・宮城県に限ったことではないが、自治体のIT投資やシステム更新には問題が多いことが指摘されている。過日、新聞で長崎県で民間出身のコーディネーターが効果的な投資に大いに貢献していることが報じられていた。ぜひ参考にしてほしい。</p> <p>・特定ベンダーに依存する体質を改め、ソースコードを公開し、広く門戸を開いて活性化を図ることが重要である。職員の資質の向上と民間から有能な人材を採用し、使いやすいシステムを構築することが求められている。</p>

施策体系				評価原素				行政評価委員会政策評価部会の意見	
政策名				A-1 施策群の 妥当性	A-2 政策評価 指標群の 妥当性	A-3 施策の有 効性	A 政策評価 (総括)	7 段階判 定	政策評価
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	B-1 県関係 事業群 設定の妥 当性	B-2 事業群 の有効性	B-3 事業群 の効率性	B 施策評価 (総括)		施策評価
5	次世代を担うIT人材の育成	コンピュータを使って教科等の指導ができる教員の比率	A	適切	おおむね有効	おおむね効率的	おおむね適切	4	<p>・義務教育、高校教育で基礎基本を教え、情報政策課の「情報化ひとつくり事業」で小中高の上級レベルへのIT講習会を開き、障害福祉課では、障害児及び身体障害者、そして生涯にわたる情報教育という展開で、全体的な構造が見え、かつ、国・市町村そして民間企業の役割にも配慮があるなど、全体として妥当な事業群設定になっている。</p> <p>また、県が主体となってこの施策の役割分担をし、「適切」に関与している。</p> <p>・IT化の進展により、県民はいっそう情報リテラシーを向上するのを感じている。自治体の遊休施設等を活用し、低廉で能力向上が図れる機会を充実させることはできないか。</p> <p>・公立小中高の学習情報ネットワーク高速接続率は51.9%だが、接続されていない学校が48%もあり、接続率の低さが気になる。もっとスピーディに進められないか。それとも必要とされない実態にあるのか。</p> <p>・政策評価指標「コンピュータを使って教科等の指導ができる教員等の比率」の前提条件として、各教員へのコンピューター供給率はどの程度なのか。小中高の教員一人一人への供給率を明確にしてほしい。また、それぞれの教室に投影するための液晶プロジェクター、スクリーンや、教材投影機、デジカメなどはどの程度配置されているのか。</p> <p>各教室、教員に配備されなければ、コンピュータを使った教科等の指導はできないのではないかと、努力していると思うが、さらなる普及を期待したい。</p> <p>・「コンピュータを使って教科等の指導ができる教員等の比率」の高等学校教員の現況値が低いと、授業方法への意欲と努力が低いということを意味するの。ITに限る必要もないが、これを一つの梃子として、わかる授業の開発に努力する教員を創出してほしい。</p>